

日置市湯之元駅周辺地区 バリアフリー基本構想



令和7(2025)年3月

鹿児島県日置市





目 次

第1章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定にあたり	1
1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
2. バリアフリー基本構想の概要、位置づけ等	4
3. 計画期間、目標年次	10
第2章 地域現況の整理	11
1. 日置市の概要	11
2. 湯之元駅周辺地区概況	14
3. 公共交通の現状	20
第3章 湯之元駅周辺地区的現状と課題	24
1. まち歩き(現地点検)ワークショップの実施	24
2. 湯之元駅に関する課題	27
3. 周辺道路・地区に関する課題	35
4. 湯之元駅周辺地区的バリアフリー化に向けた課題	41
第4章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想	42
1. 基本理念、基本方針	42
2. 重点整備地区の設定	44
3. 生活関連施設の設定	45
4. 生活関連経路の設定	46

第5章 重点整備地区におけるバリアフリー化の概要	48
1. バリアフリー化に関する事業について	48
2. 湯之元駅のバリアフリー化の実施内容	52
3. 生活関連経路のバリアフリー化の実施内容	54
4. 心のバリアフリーの実施内容	55
5. バリアフリー化の実現に向けたロードマップ	56
第6章 バリアフリー化事業の推進体制	58
1. バリアフリー化事業の推進体制	58
第7章 参考資料	60
1. 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会	60
2. 用語の解説	63
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	65
4. まち歩き(現地点検)ワークショップの結果	72

※本基本構想における「障害」「障がい」の表記については、固有名詞や法令等において「障害」と表記されているものを除き、「障がい」と表記することとしています。

第1章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定にあたり

1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的

(1) 背景

我が国は少子高齢化が急速に進むとともに人口減少社会を迎えています。「高齢社会白書(令和6年版)」では令和5年(2023年)の65歳以上の人口割合(高齢化率)は29.1%に達し、令和25年(2043年)以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年(2070年)には38.7%に達すると推計されています。

このような中、国においては、平成6年(1994年)制定の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、「ハートビル法」という)で建築物、平成12年(2000年)制定の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」という)で公共交通機関等のバリアフリーを推進してきました。

平成18年(2006年)には、より一体的なバリアフリーの推進を図ることを目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法が一体となった「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という)が施行されました。

さらに、公共交通機関や建築物、公共施設等における高齢者や障がい者等の移動や施設利用について、より一層の利便性と安全性の向上を図るため、バリアフリー法は平成30年(2018年)と令和2年(2020年)に改正されており、ハード面のみならず、ソフト面においても一層のバリアフリー化を推進することが明記されました。

本市においても高齢化率が上昇しており、移動や施設利用等を取り巻く社会情勢は大きく変化することが予測されます。高齢者の外出支援、公共交通利用の促進による事業者支援や環境負担の軽減、さらには地場産業の持続的な成長と発展、魅力ある資源を活かしたまちづくりなどへの取組が求められており、そのためにはバリアフリー化の推進は不可欠であると考えられます。

また、第2次日置市総合計画(平成28年(2016年)3月)において、「安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり」を掲げており、自然との調和を大切にしながら人にやさしい機能的な社会基盤を整備し、安全性と快適性を追求するとともに、交流促進を図ることで、「住んでよし」「訪ねてよし」のまちづくりを推進しています。

なお、日置市地域公共交通計画(令和4年(2022年)3月)においては、「誰もが利用しやすく地域全体で作り上げる持続可能な交通環境のまち」を掲げており、市民、交通事業者、行政、企業、関係団体等が協働・連携することで、持続可能な交通環境の形成を目指しています。

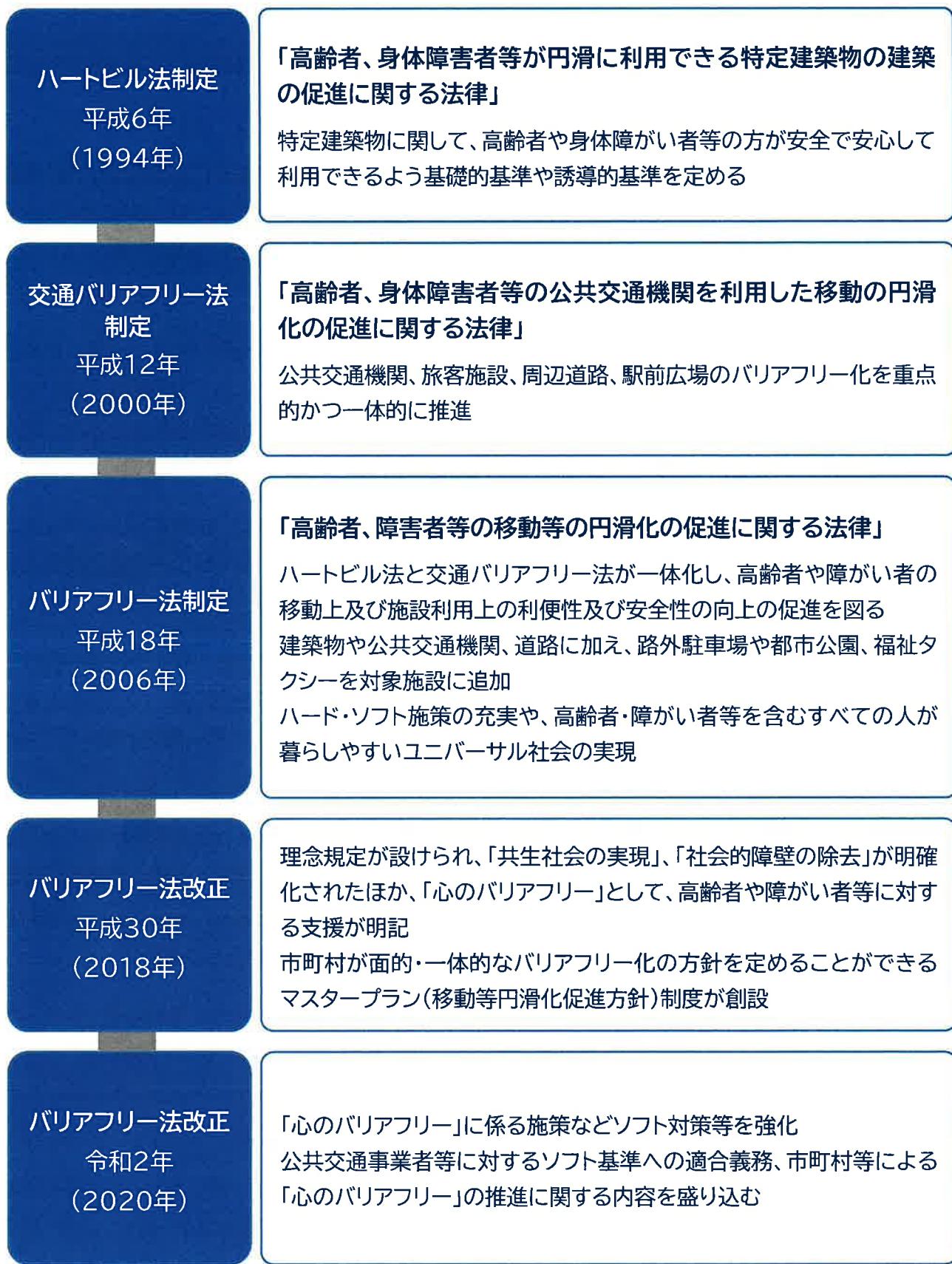


図 1-1 バリアフリーに関する主な法律の変遷

(2)目的

本市では、バリアフリー法を踏まえ、伊集院駅及び東市来駅のバリアフリー化を進めてまいりましたが、湯之元駅はバリアフリー化が進んでいない状況です。

湯之元駅が位置する東市来地域も高齢化が進行しており、地域住民の日常生活における移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るとともに、交流促進につながる来訪者の増加に向けた施設の整備・改善等の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、湯之元駅を中心とした地区での一体的なバリアフリー化の方針や事業等を整理した「日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想」(以下、「本構想」という)を策定しました。

本構想は、地域公共交通機関や道路、建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することで、幅広い世代の住民が交流することができる地域福祉を実現することを目的として策定するものです。

バリアフリー法の主旨である「面的・一体的なバリアフリー化」によるユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向け、高齢者・障がい者等を含むすべての人が暮らしやすくなるハード整備と心のバリアフリーに取り組んでまいります。



図 1-2 伊集院駅と東市来駅のバリアフリー化の状況

2. バリアフリー基本構想の概要、位置づけ等

(1) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法第25条に定められた市町村が作成することができる構想のこととで、高齢者や障がい者等が、日常生活や社会生活において利用する旅客施設や官公庁施設等を含む施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために策定されます。

旅客施設を中心とした地区のほか、高齢者や障がい者等が利用する旅客施設や官公庁施設等が集積している地区において、既存施設等の個々のバリアフリー化を図るだけでなく、高齢者や障がい者等が利用する様々な施設を結ぶ経路について、基本構想の作成を通して管理者等相互の連携・調整を行うことで、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化を図ることができます。

(2) 計画の位置づけ

本市においては、第2次日置市総合計画に掲げている将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を実現するため、日置市都市計画マスターplanや日置市地域公共交通計画、日置市地域福祉推進計画等においても公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進しています。

本構想も総合計画などの上位計画の内容を踏まえ、関連計画と連携を図ります。

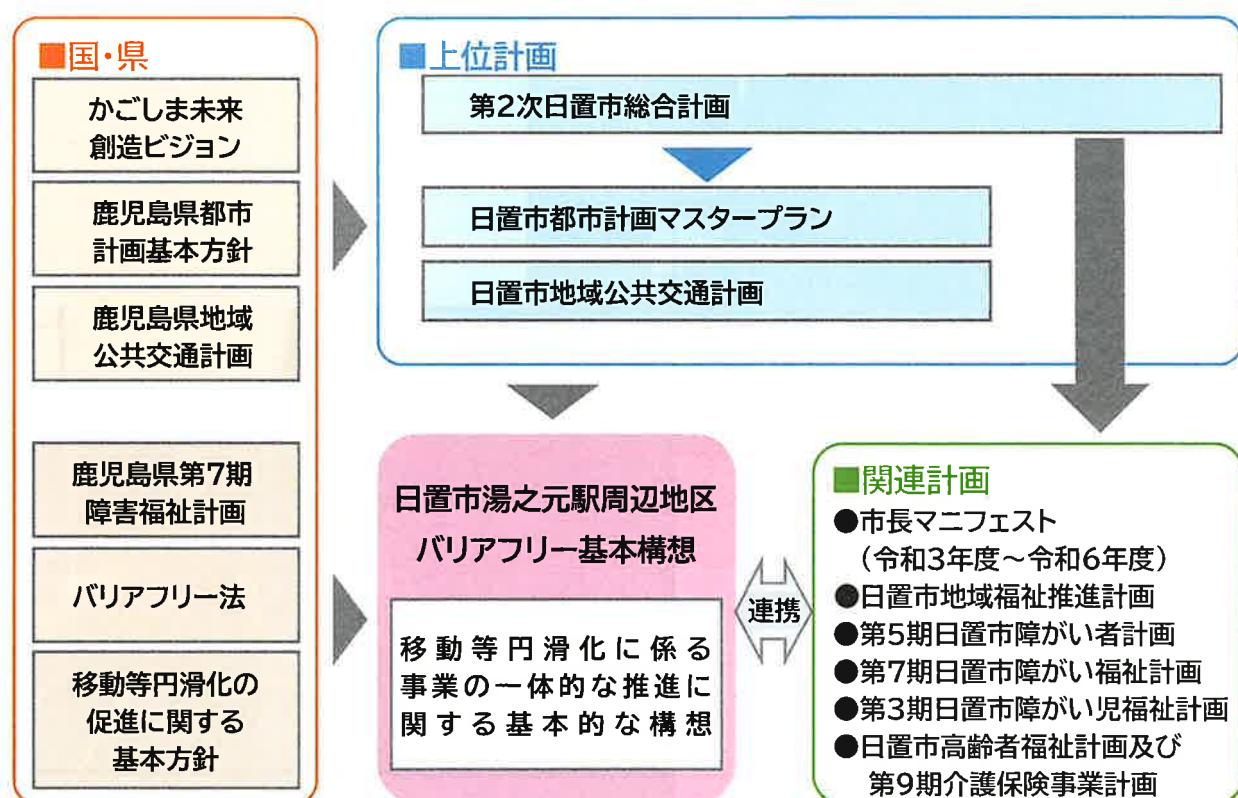


図 1-3 上位・関連計画の位置づけ

表 1-1 第2次日置市総合計画の概要(抜粋)

第2次日置市総合計画			
策定年月	平成28年(2016年)3月	計画期間	平成28年度(2016年度) ～令和7年度(2025年度)
主な内容	<p>●将来都市像 『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』</p> <p>●基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 笑顔とやしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり【保健・医療・福祉】 2 豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり【生活環境】 3 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり【産業経済】 4 豊かな心と感性を育てるまちづくり【教育・文化・スポーツ】 5 安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり【社会基盤】 6 地域と人と行政がつながる持続可能なまちづくり【市民参画・行財政】 <p>●施策の方向性</p> <p>□良好な住宅供給の推進と公園・広場・緑地など、ゆとりとうるおいの空間の整備 ・ゆとりとうるおいの空間を提供するため、公園・広場・緑地などの老朽化対策やバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>●地域別計画(東市来地域)</p> <p>□湯之元地区区画整理事業に合わせた温泉を生かしたまちづくり ・これまで温泉を中心に栄えてきた湯之元地区は、国道3号の北側は区画整理事業により都市基盤の整備が進められています。一方、南側は、狭い道路が多く住宅が密集しているため、市街地環境の整備・改善と合わせ、にぎわいのある温泉街の復活に向け、地域が一体となって、まちづくりの方向性を検討していきます。</p>		

表 1-2 日置市都市計画マスタープランの概要(抜粋)

日置市都市計画マスタープラン			
策定年月	平成31年(2019年)3月	計画期間	平成31年度(2019年度) ～令和17年度(2035年度)
	<p>●将来都市像 『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』を実現するまちづくり</p> <p>●まちづくりの目標 「住んでよしのまちづくり」「訪ねてよしのまちづくり」</p> <p>●都市づくりのテーマ 1 4つの地域の特性を活かしながら、一体感あるまちをつくろう 2 災害に強い、安全・安心なまちをつくろう 3 生活基盤の整った、住みやすいまちをつくろう 4 人や産業が集積する、にぎわいと活力のあるまちをつくろう 5 豊かな自然や歴史を活かした、魅力あるまちをつくろう 6 周辺都市や地域間が連携した、交流のまちをつくろう</p>		
主な内容	<p>□ユニバーサルデザインを用いた拠点づくり ・日帰り客はもちろんのこと、訪日外国人を含めた広域的な利用も考慮したユニバーサルデザインを取り入れたサインやサービスなどの充実を進め、だれもが旅行を楽しめる環境づくりを推進します。</p> <p>●東市来地域の将来像 □「ものづくり、ひとづくり、ふれあいあふれるまち」 ・湯之元地区では、湯之元第一地区土地区画整理事業の事業推進により、JR湯之元駅周辺の一体的な環境整備を図ります。 ・湯之元地区の国道3号南側の一帯は、温泉施設を含む主として住宅地ですが、狭隘道路が残る住宅密集地であることを踏まえ、防災面と温泉地の活性化につながる都市整備が必要とされ、行政と地元住民との協働による地区活性化計画の策定や市街地整備を進め、温泉街の良好な街並みづくりを図ります。</p>		

表 1-3 日置市地域公共交通計画の概要(抜粋)

日置市地域公共交通計画			
策定年月	令和4年(2022年)3月	計画期間	令和4年度(2022年度) ～令和8年度(2026年度)
主な内容	<p>●日置市公共交通の将来像 利用実態・ニーズ、各交通機関の役割や高齢者の免許返納など、社会情勢やSDGs、ゼロカーボンシティの推進を踏まえ、交通事業者、行政、市民、企業、関係団体等で連携し、観光客や市内外から通勤・通学する方、高齢者など、誰もが利用しやすい交通体系を構築し、過ごしやすく訪れやすいまちを目指します。</p> <p>●公共交通の形成方針 誰もが利用しやすく 地域全体で作り上げる持続可能な交通環境のまち ～SDGsとゼロカーボンシティの推進～</p> <p>●基本方針 ① 市民が安心して暮らせる交通体系の構築 ② 誰もが乗りたくなる魅力ある交通まちづくり ③ 関係主体の連携による交通環境づくり</p> <p>●計画に掲げる事業 全12事業 1 移動ニーズに応じた交通体系の構築(路線バス) 2 地域ニーズへの対応、地域内交通の見直し(東市来地域、吹上地域) 3 わかりやすい情報啓発(時刻表、路線図、車両のラッピング等) 4 乗換検索できる環境の構築(Google) 5 来訪者も使いやすい交通体系の構築(乗合タクシーの増便) 6 公共交通の乗り方教室の実施(自治会、地区公民館等) 7 市民、関係団体の活動における公共交通利用の促進 8 バス停の待合環境の整備 9 主要交通結節点の乗換環境改善(時刻、路線の変更) 10 交通結節点における案内情報の提供(路線図、案内図等の掲示) 11 新たな移動手段の導入検討(自転車、グリーンスローモビリティなど) 12 交通機関以外が行う送迎サービスの活用検討 </p>		

(3) バリアフリー基本構想に明示すべき事項

基本構想に明示すべき事項は、バリアフリー法第25条等に規定されており、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(令和3年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課)」(以下、「ガイドライン」という)には、以下のように整理されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. 基本構想の評価に関する事項
(スパイラルアップ(=段階的・継続的な発展)に向けた継続した取組)

※1、4、7については、任意記載事項

本構想では、上記の項目に基づき、重点整備地区における基本方針を定め、バリアフリー化を推進させるための事業等について定めます。

(4) バリアフリー基本構想策定の流れ

本構想を策定するにあたっては、学識経験者や関係者（高齢者団体、障がい者団体等）、公共交通事業者による協議会を開催し、まち歩き（現地点検）ワークショップで現地の状況を確認・共有するなど、関係者間で協議、調整を図りながら検討いたしました。

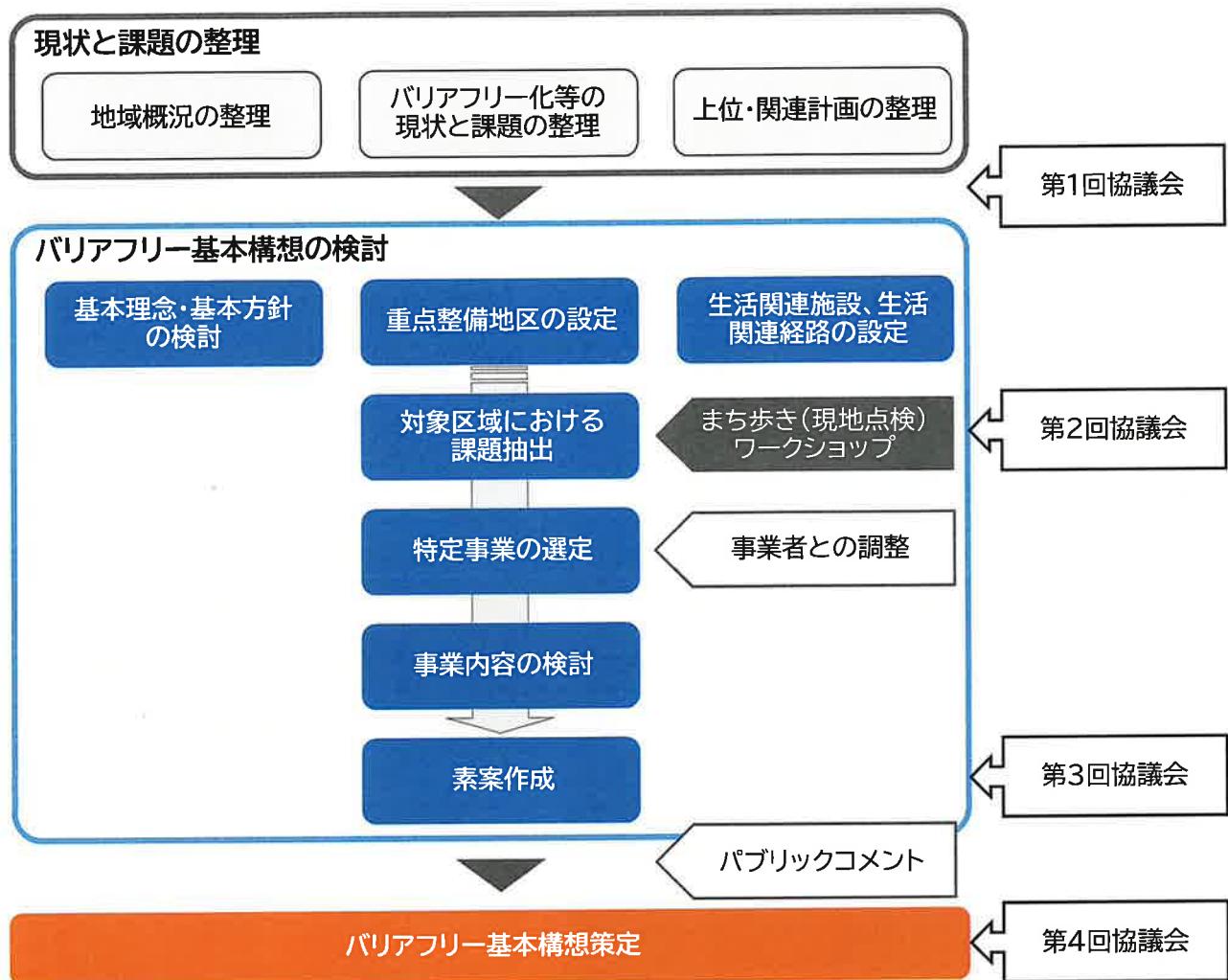


図 1-4 基本構想策定の流れ

3. 計画期間、目標年次

(1) 計画期間

本構想の計画期間は10年間とし、バリアフリー法第25条の2に基づき、本構想の策定後、概ね5年ごとに特定事業(P48参照)等の実施状況について、分析及び評価を行うよう努めていきます。

また、分析及び評価の結果や上位・関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて本構想の見直しを実施します。

(2) 目標年次

令和16年度(2034年度)を目標年次とします。また、事業の実施については前期(令和7～11年度(2025～2029年度))、後期(令和12～16年度(2030～2034年度))を目安とし、バリアフリーに関する施策に取り組んでいきます。



図 1-5 本構想及び上位・関連計画における計画期間の関係

第2章 地域現況の整理

1. 日置市の概要

(1) 日置市

本市の人口は約46,000人(令和6年(2024年)11月時点)、面積は253.01km²となっており、平成17年(2005年)に東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町の合併により発足しました。

鹿児島県の西側、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都鹿児島市、西は東シナ海に面しています。東側は薩摩半島の背骨をなす山地が連なり、西側は日本三大砂丘の一つの吹上浜を含む海岸平野で形成された地勢となっています。市街地を含む平野は火山灰台地で、古くから温泉地として栄え、大きな観光資源となっています。

(2) 東市来地域

東市来地域は、本市の北部に位置し、美山インターチェンジが設置され、広域移動に恵まれているほか、国道3号及び国道270号付近を中心に市街地が形成されています。

鶴丸地区、湯之元地区、伊作田地区、美山地区のそれぞれ個性豊かな地区で構成されており、日置市都市計画マスターplanの地域別構想において、「ものづくり、ひとづくり、ふれあいあふれるまち」を方針とし、市街地の整備や土地利用等を進めています。

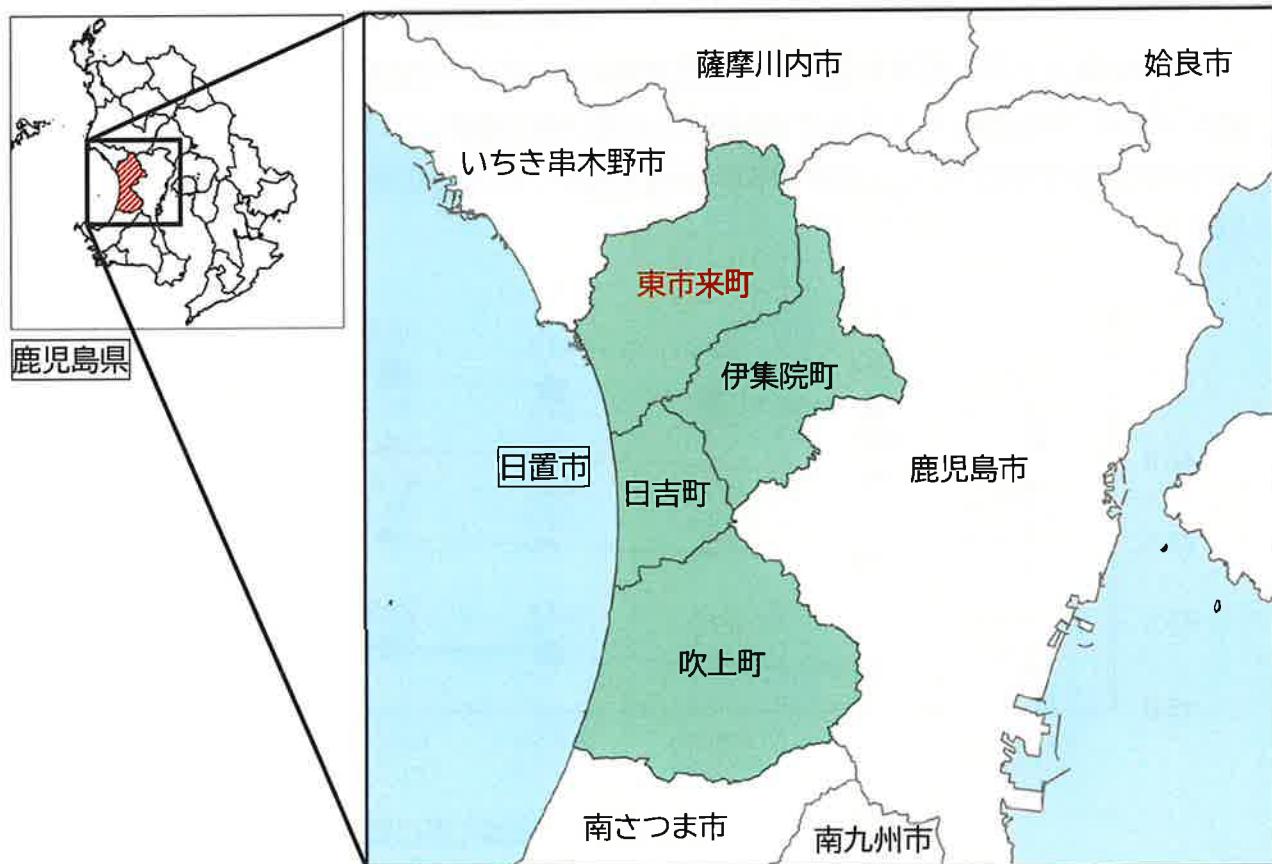


図 2-1 日置市及び東市来地域の位置図

(3) 老年人口割合(高齢化率)

本市は、人口減少と少子高齢化の進行により、令和2年(2020年)には高齢化率が35.3%に達しました。令和12年(2030年)以降の老年人口は減少に転じる見込みですが、令和32年(2050年)には高齢化率が44.2%に達すると推計されており、今後も超高齢社会が進行し続けることが予想されます。

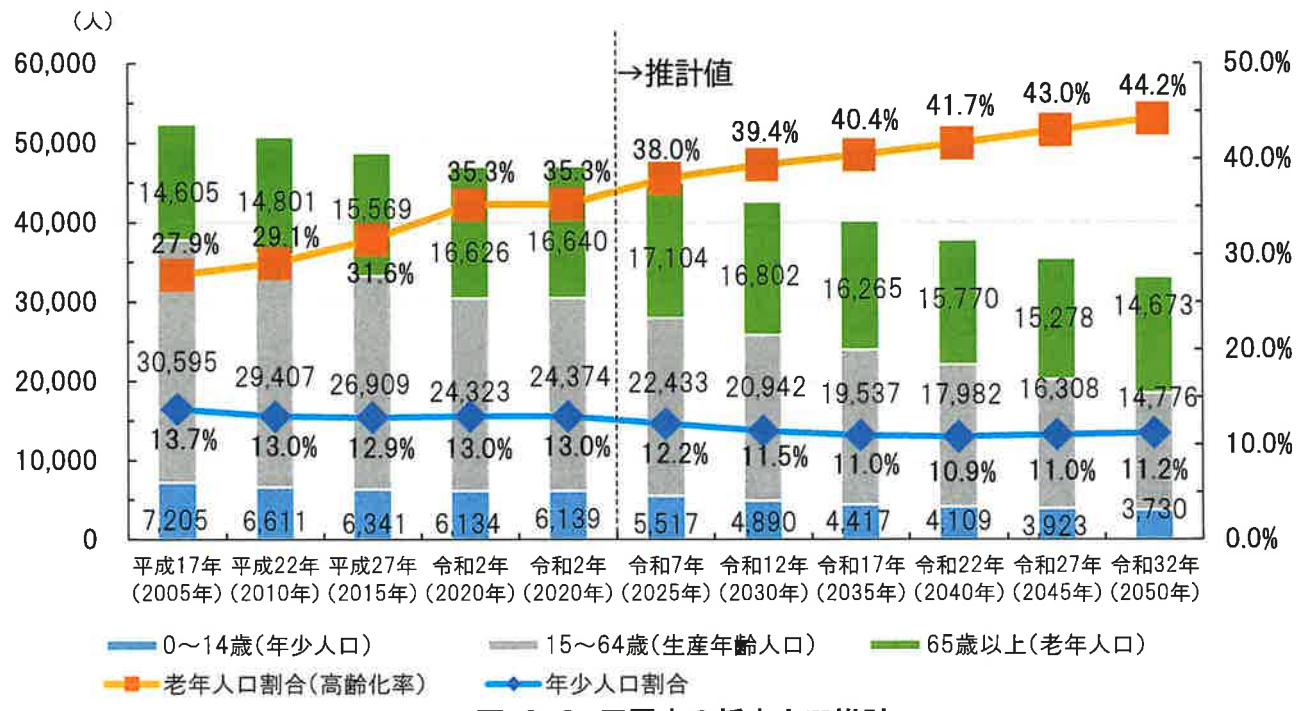


図2-2 日置市の将来人口推計

(出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

地域別の高齢化率の推移を見ると、伊集院地域のみ4地域の合計値より低い値で推移しており、東市来地域、日吉地域、吹上地域は合計値よりも高い値で推移しています。また、日吉地域、吹上地域は令和4年(2022年)には高齢化率が45%を超えており、他の地域より高齢化が顕著に進んでいます。

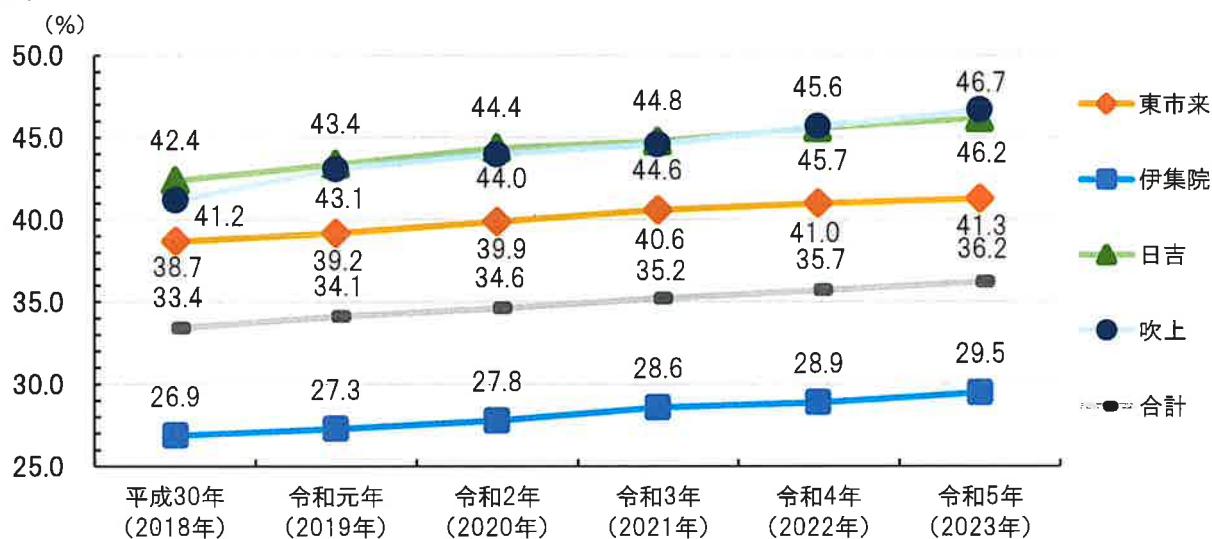


図2-3 日常生活圏域別高齢化率の推移

(出典:日置市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画)

(4) 障害者手帳所持者推移

本市の障害者手帳所持者総数は減少傾向にあり、令和5年(2023年)4月時点で3,482人となっています。

身体障害者手帳所持者数は減少しているものの、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

表 2-1 障害者手帳所持者数

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者手帳所持者総数	3,560	3,530	3,493	3,482
身体障害者手帳	2,614	2,570	2,491	2,446
療育手帳	667	676	697	718
精神障害者保健福祉手帳	279	284	305	318

※各年度4月1日現在(単位:人)

(出典:第5期日置市障がい者計画・第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画)

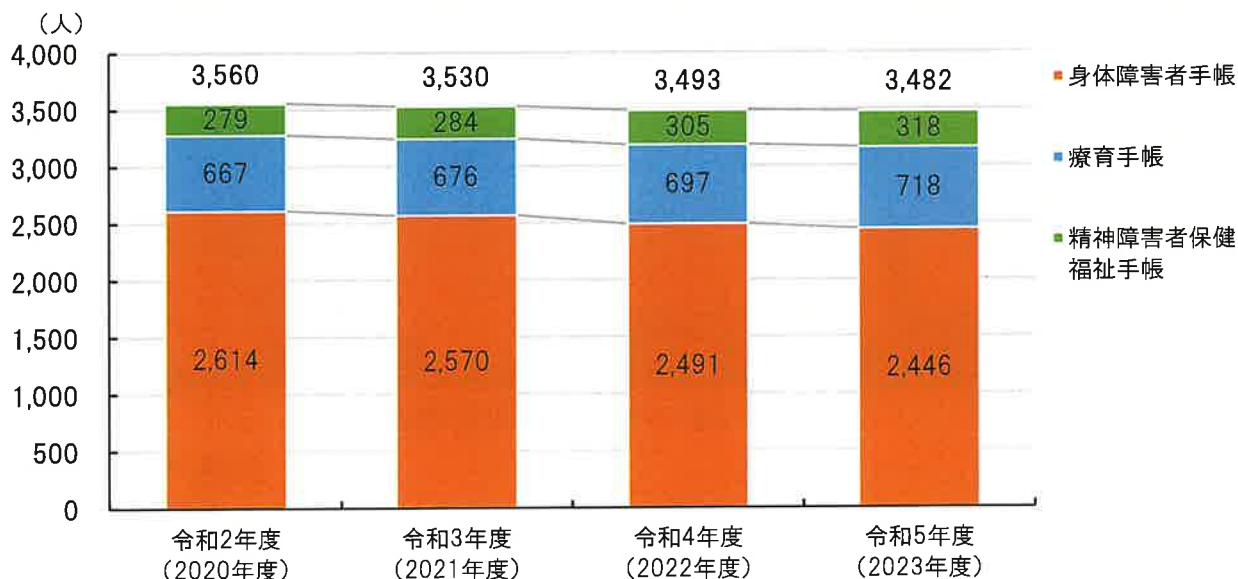


図 2-4 障害者手帳所持者数

(出典:第5期日置市障がい者計画・第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画)

2. 湯之元駅周辺地区概況

(1)湯之元駅周辺地区概況

湯之元駅周辺には、湯之元球場や総合運動公園、B&G海洋センター等のスポーツ施設のほか、鹿児島県消防学校や鹿児島中央家畜保健衛生所、金融機関や病院、福祉施設が点在しています。福祉施設では、病床数が100を超える病院が1箇所あり地域の医療・福祉を支えています。

また、一帯は古くから湯治場として知られ、現在は4つの温泉宿と9箇所の温泉施設が営業しています。

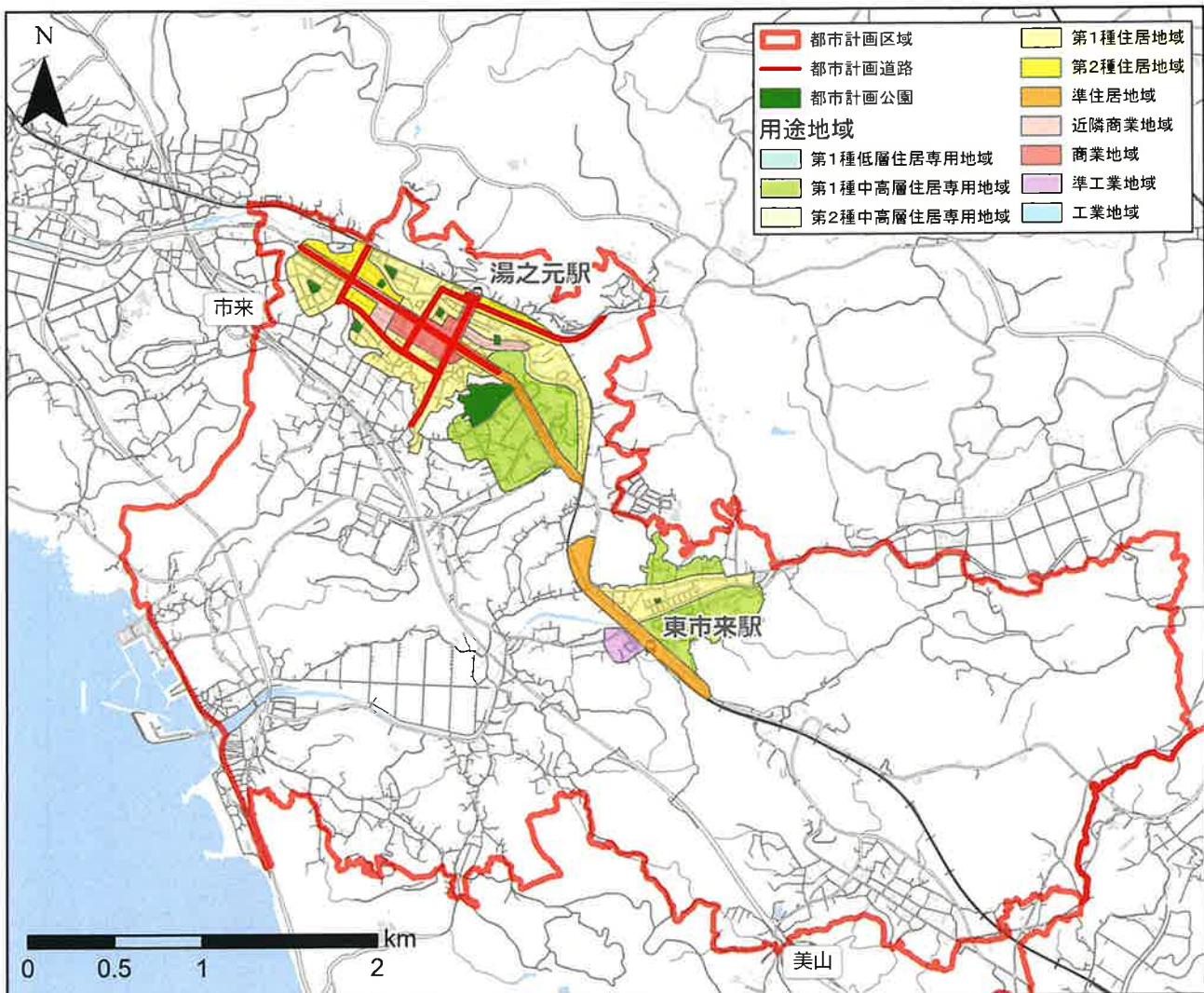


図 2-5 湯之元周辺地図

(出典:ゆのもと温泉地図)

都市計画図を見ると、湯之元駅周辺地区は都市計画道路が通っており、計画的な道路事業が進められています。用途地域は、中心部に商業地域、その周辺には第一種住居地域が広がっています。

また、湯之元駅周辺地区内には、都市計画公園も点在しています。



(補足)

第一種住居地域：

住居の環境を保護する地域。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられる。

商業地域：

銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や店舗に加え、小規模の工場も建てられる。

図 2-6 東市来都市計画区域図

(2) 湯之元駅周辺地区に関する事業

湯之元駅周辺地区においては、東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業が平成13年(2001年)より進められています。土地区画整理事業を通して湯之元駅周辺地区の宅地造成や道路の整備が実施されており、平成51年(令和21年、2039年)に完了する予定となっています。

また、田之湯土地区画整理事業は平成3年(1991年)に整備が完了しています。

表 2-2 土地区画整理事業概要

事業名	東市来都市計画事業 湯之元第一地区土地区画整理事業
計画決定日	平成13年8月23日
事業期間	平成13年8月23日～平成51年(令和21年)3月31日
計画人口	1400人
計画決定面積	25.5ha
整備済面積	16.2ha(進捗率 63.42%)※令和5年度未現在
主な事業内容	宅地造成、歩道の拡幅・整備、駅前広場の改修

(出典:湯之元第一地区実施計画書(令和7年1月14日変更))

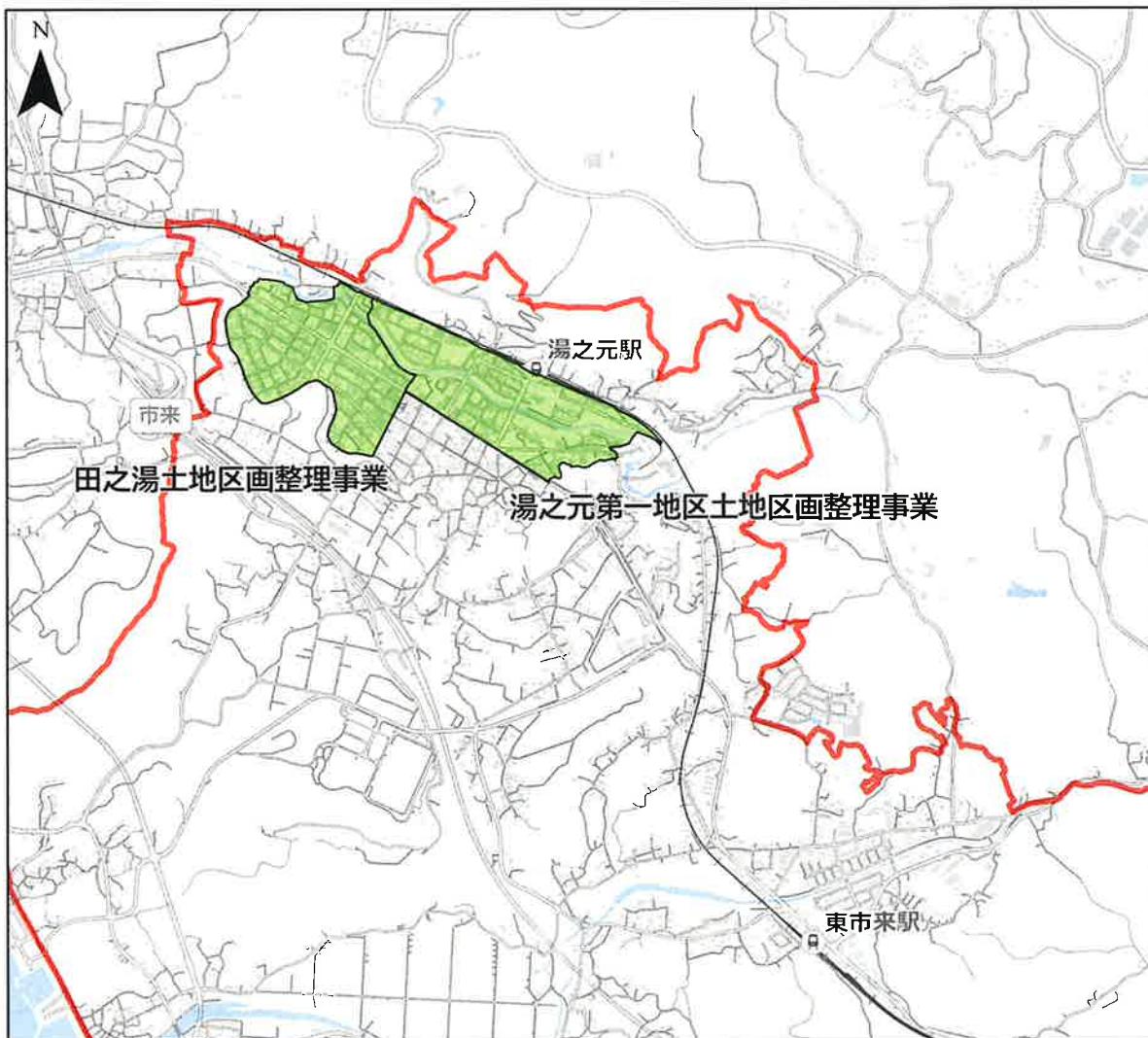


図 2-7 土地区画整理事業施行区域

(3) 施設の分布状況

湯之元駅周辺地区には、湯之元駅を中心として、官公庁等や教育・文化施設等、保健・医療・福祉施設などの公共施設をはじめ、日常的に利用される商業施設や宿泊施設、公園・運動施設が分布しています。その他の施設としては、当該地区の特徴でもある温泉・温浴施設等が点在しています。

各施設の分布状況は、表2-3及び図2-8に示すとおりです。

表 2-3 湯之元駅周辺施設(順不同)

区分	施設名
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道:湯之元駅 ○ バス:湯之元バス停、田之湯バス停、向湯田三文字バス停 ● タクシー:第一交通株式会社湯之元営業所
● 官公庁等	日置市東市来総合福祉センター 日置市湯田地区公民館 日置市 B&G 東市来海洋センター 東市来郵便局 JA さつま日置 鹿児島銀行湯之元支店 鹿児島信用金庫湯之元支店 日置警察署東市来交番 鹿児島県鹿児島中央家畜保健衛生所
● 教育・文化施設等	湯田小学校 ゆのもと保育園 ゆだこども園
● 保健・医療・福祉施設	湯之元記念クリニック 石神胃腸科内科医院 大石医院 湯田内科病院 こだま歯科クリニック いしがみ歯科クリニック たさき歯科医院 米澤歯科医院 デイサービス健康はうす湯之元 ふるさと学園
● 商業施設	セブンイレブン湯之元駅前店 ファミリーマート東市来店 ヤマザキ Y ショップはりまや湯之元駅前店 ホームセンターマエダ湯之元店 タイヨー東市来店 マツモトキヨシ湯之元店

区分	施設名
●宿泊施設	旅館遠見 旅館やまさ 江楽園 そのがしら荘
○公園・運動施設	宮崎公園 中央地区広場 山下公園 摺木公園 みなみの風総合運動公園(日置市東市来総合運動公園) 中村商会スタジアム(東市来運動公園湯之元球場)
●その他の施設	田中葬儀社湯之元つゆ草ホール パーラーマルエイ湯之元店 湯の町キッチン ジョイフル鹿児島東市来店 めぐみの湯錦龍館 原田屋 元湯・打込湯 家族湯 ゆう～ゆう～ ゆわく温泉 湯之元ファミリー温泉 田之湯温泉 湯之元温泉センター ハマポケ 小平株式会社

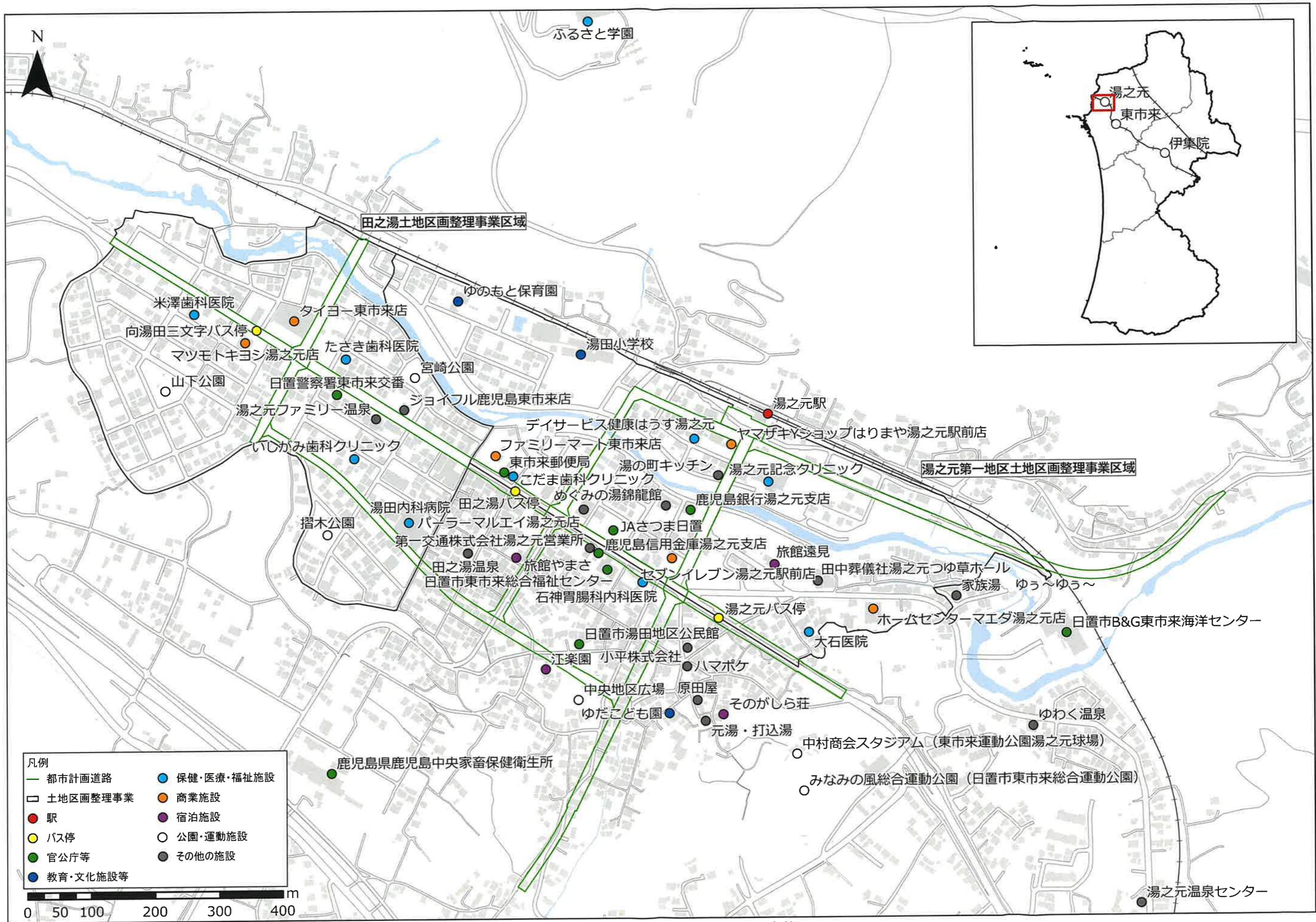


図 2-8 湯之元駅周辺地区的施設分布状況

3. 公共交通の現状

(1)鉄道

本市には、伊集院駅、東市来駅、湯之元駅の3つの鉄道駅があり、そのうち伊集院駅、東市来駅は平成29年度(2017年度)にバリアフリー化整備が完了し、湯之元駅のみバリアフリー化が進んでいない状況です。

湯之元駅の1日あたりの利用者数は、減少傾向にあり、乗降合わせて約600人程度です。

駅管理業務の委託業者への聴き取りによると、利用者の内訳は学生が70%、一般が20%、高齢者が5%、その他観光客等が5%となっています。



図 2-9 鉄道駅路線図

表 2-4 駅別便数及び利用者数

対象駅	便数		利用者数 (2020年度)
	川内方面(上り)	鹿児島中央方面(下り)	
湯之元駅	31便(平日、土日祝) 終点:串木野5便、 川内26便	31便(平日、土日祝) 終点:鹿児島中央23便、国分3便、 宮崎1便、都城1便、鹿児島3便	約600人
東市来駅	31便(平日、土日祝) 終点:串木野5便、 川内26便	31便(平日、土日祝) 終点:鹿児島中央23便、国分3便、 宮崎1便、都城1便、鹿児島3便	約600人
伊集院駅	31便(平日、土日祝) 終点:串木野5便、 川内26便	40便(平日)、34便(土日祝) 終点(平日):鹿児島中央31便、国分3便、 宮崎1便、都城2便、鹿児島3便 終点(土日祝):鹿児島中央26便、国分3便、 宮崎1便、都城1便、鹿児島3便	約4,000人

(出典:日置市地域公共交通計画)

(2) バス

本市では、市内の移動を担う路線バスに加え、広域移動を担う川内・鹿児島を結ぶ高速バス、空港バスが運行しています。

また、交通の配慮が必要な市民の交通手段を確保し、公共の福祉の増進を図るとともに、交流人口の増加及び地場産業の振興に資することを目的とし、コミュニティバスを運行していましたが、運行事業者の運転士不足や燃料費などの運行経費の上昇等に伴い、「東市来地域」、「吹上地域」は令和5年(2023年)3月31日、「伊集院地域」は令和6年(2024年)12月31日をもって、コミュニティバスの運行を終了しました。

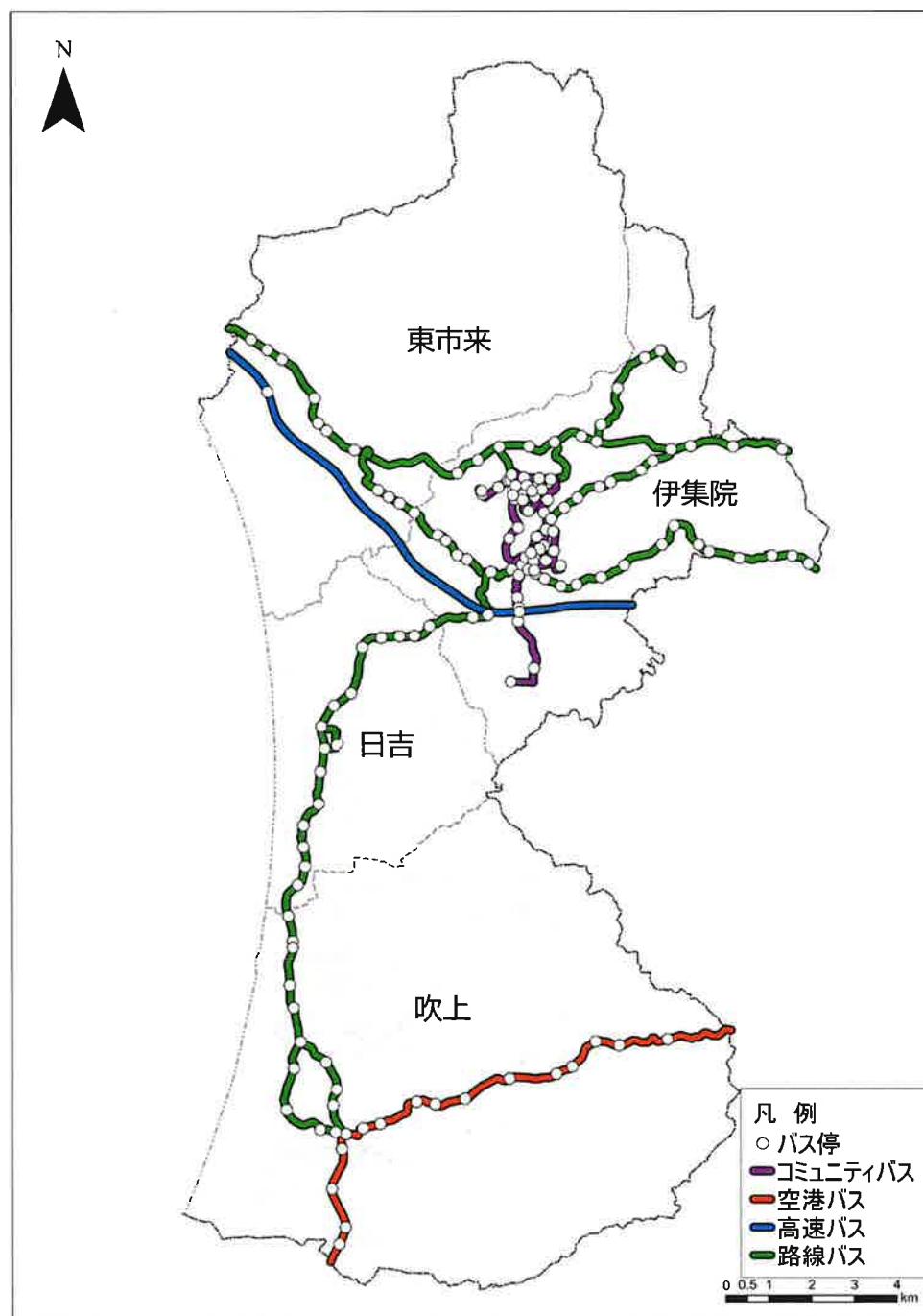


図 2-10 バス路線図

(3) 乗合タクシー

コミュニティバスが運行していない地域では、地域住民の日常の移動手段を確保するとともに、既存の交通網との連携を考慮し、地域に合った効率的で利便性の高い地域公共交通の維持・向上を図るため、市内の6つの交通会社が乗合タクシーを運行してきました。

コミュニティバスの運行終了及び乗合タクシー制度の見直しを機に、令和6年(2024年)12月1日から、新たに「乗合送迎サービス『ひお吉号』」を導入しました。

『ひお吉号』は、市内を7つのエリアに分け、各エリア内の停留所間を乗り合い送迎するサービスです。利用は事前の会員登録及び乗車予約が必要で、これまで各運行会社へ電話予約を行っていましたが、コールセンターを新設することで電話予約を一本化し、インターネット上での24時間予約が可能となり、利便性が向上しました。



図 2-11 ひよ吉号車両写真・停留所看板

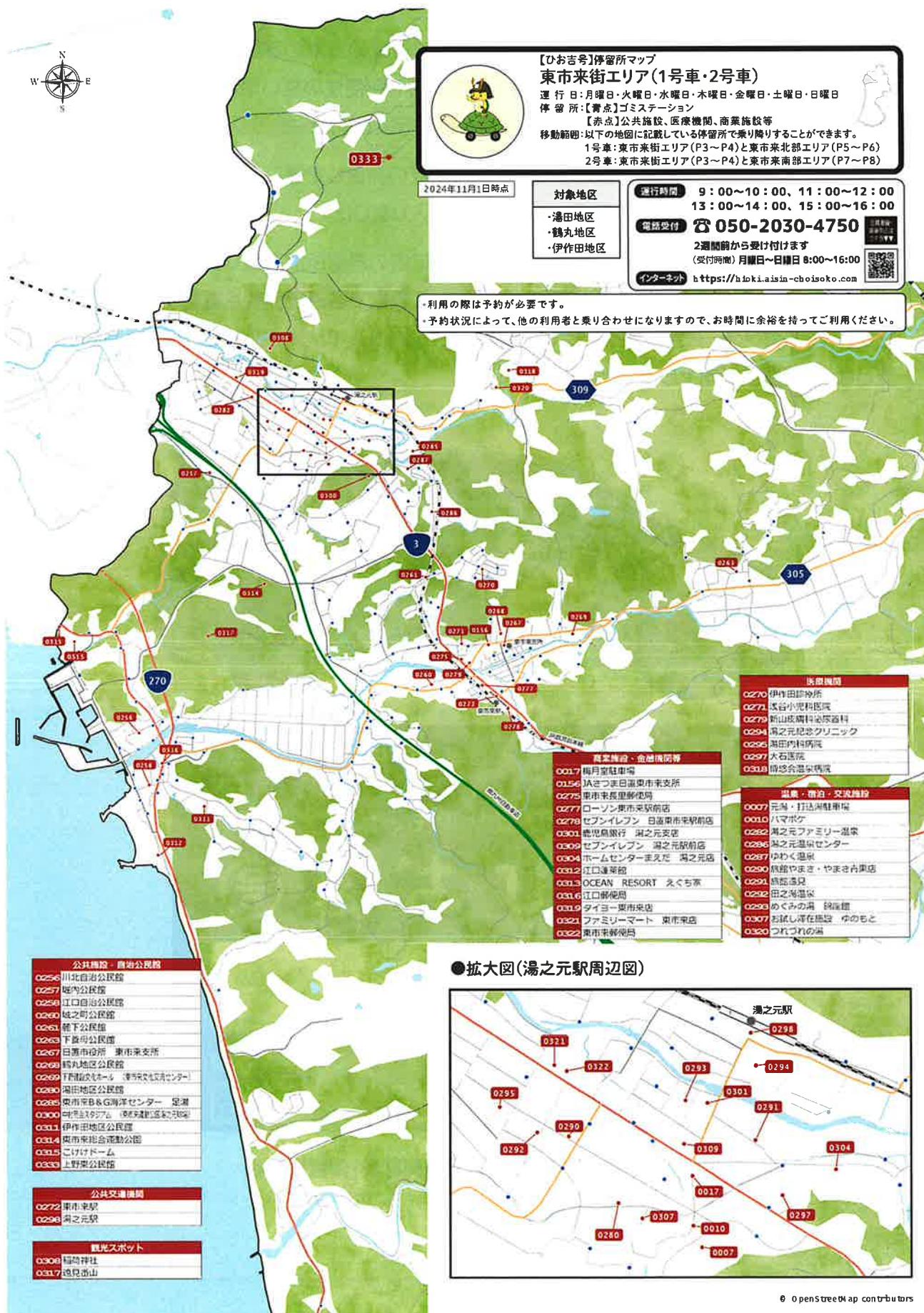


図 2-12 湯之元駅周辺のひお吉号停留所位置図

第3章 湯之元駅周辺地区の現状と課題

1. まち歩き(現地点検)ワークショップの実施

(1)概要

市民・当事者の立場から湯之元駅周辺地区におけるバリアフリーに関する現況や課題を把握し、現地で発見された課題や意見等を整理することで本構想策定に反映させることを目的とし、「まち歩き(現地点検)ワークショップ」を実施しました。

3グループに分かれ、湯之元駅、バス停等の公共交通施設、高齢者や障がい者等が利用する主要な施設、周辺地区の主要施設への経路となる道路を実際に歩いて、気になった点や課題点、望ましい整備が行われている箇所等をチェックしました。また、現地点検後、机上にて出てきた課題点の整理、課題に対する方策や今後の整備に関する意見をまとめ、参加者間で意見交換を行いました。



図 3-1 現地点検の様子



図 3-2 意見交換の様子

(2) 実施内容

実施日時:令和6年(2024年)10月10日 9:00~12:00

参加者 :23人

タイムテーブル	
9:00～9:10	事前説明(10分)
9:10～11:05	現地点検スタート(115分)※終了次第各自休憩
11:05～11:55	意見交換・整理、発表(50分)
11:55～12:00	閉会

グループ	ルート
グループ①	湯之元駅～平田橋～田之湯バス停～郵便局
グループ②	湯之元バス停～湯之元駅～湯之元橋
グループ③	福祉センター～田之湯バス停～郵便局～湯之元駅

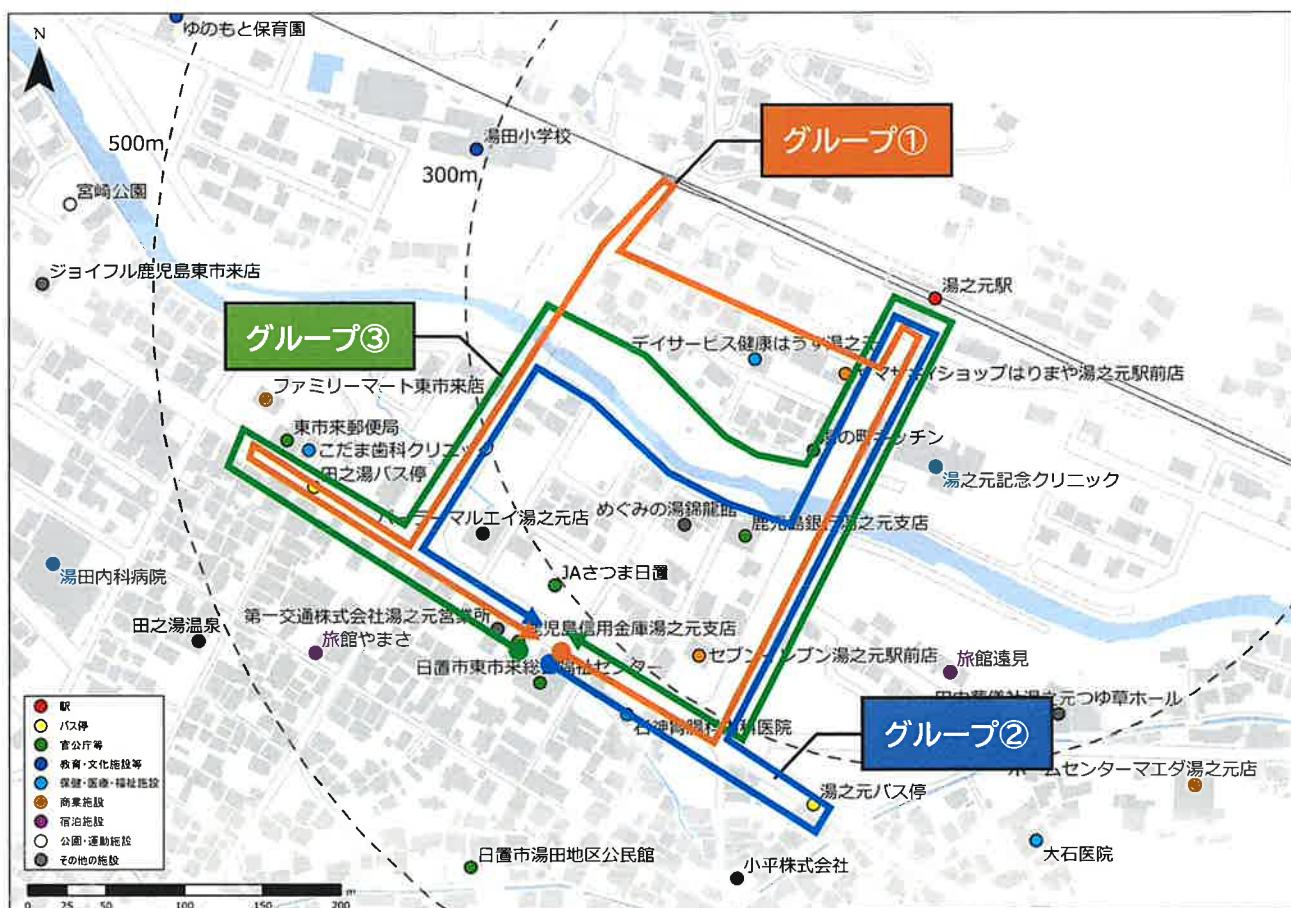


図 3-3 まち歩き(現地点検)ワークシヨップルート

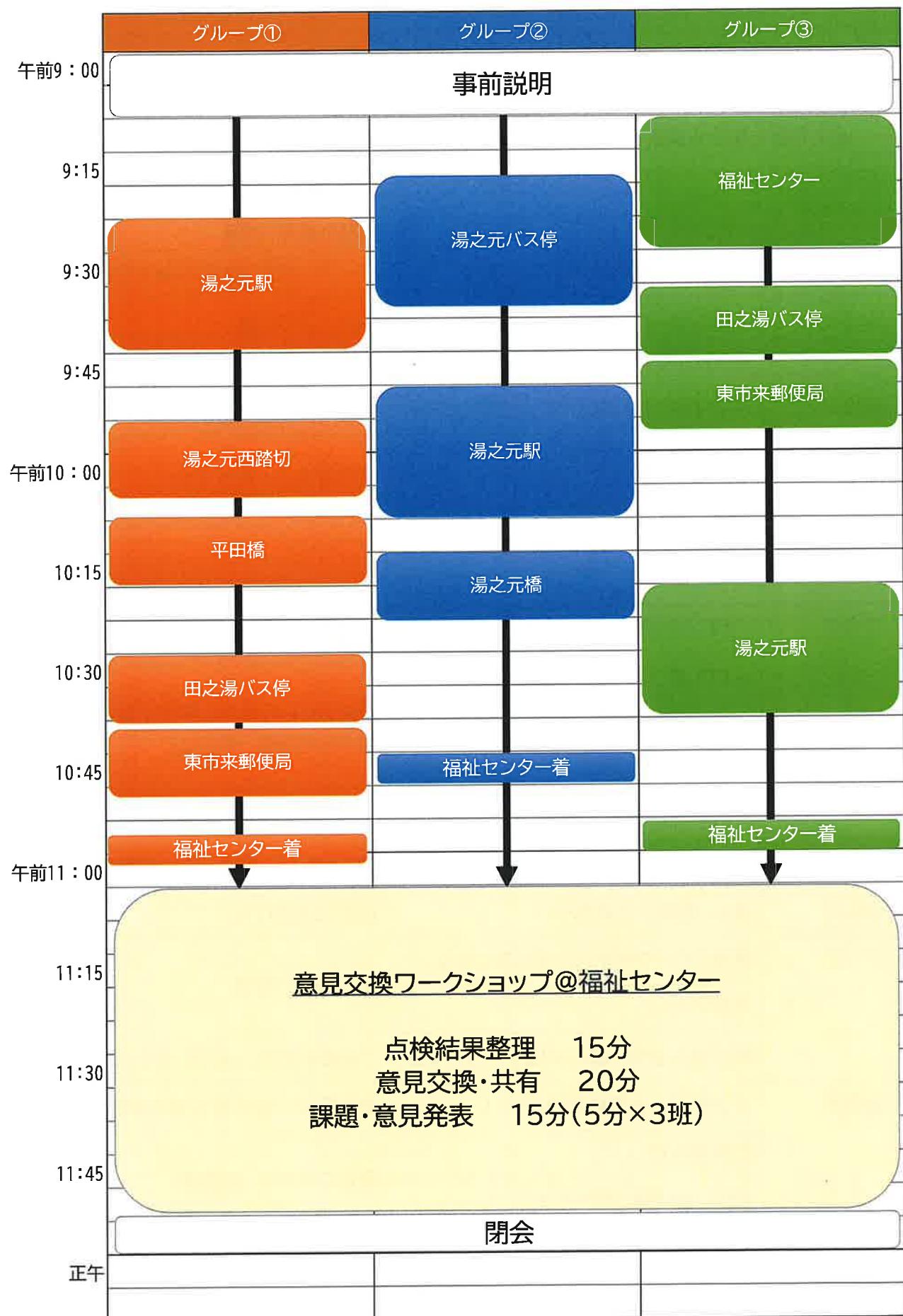


図 3-4 グループ別のタイムスケジュール

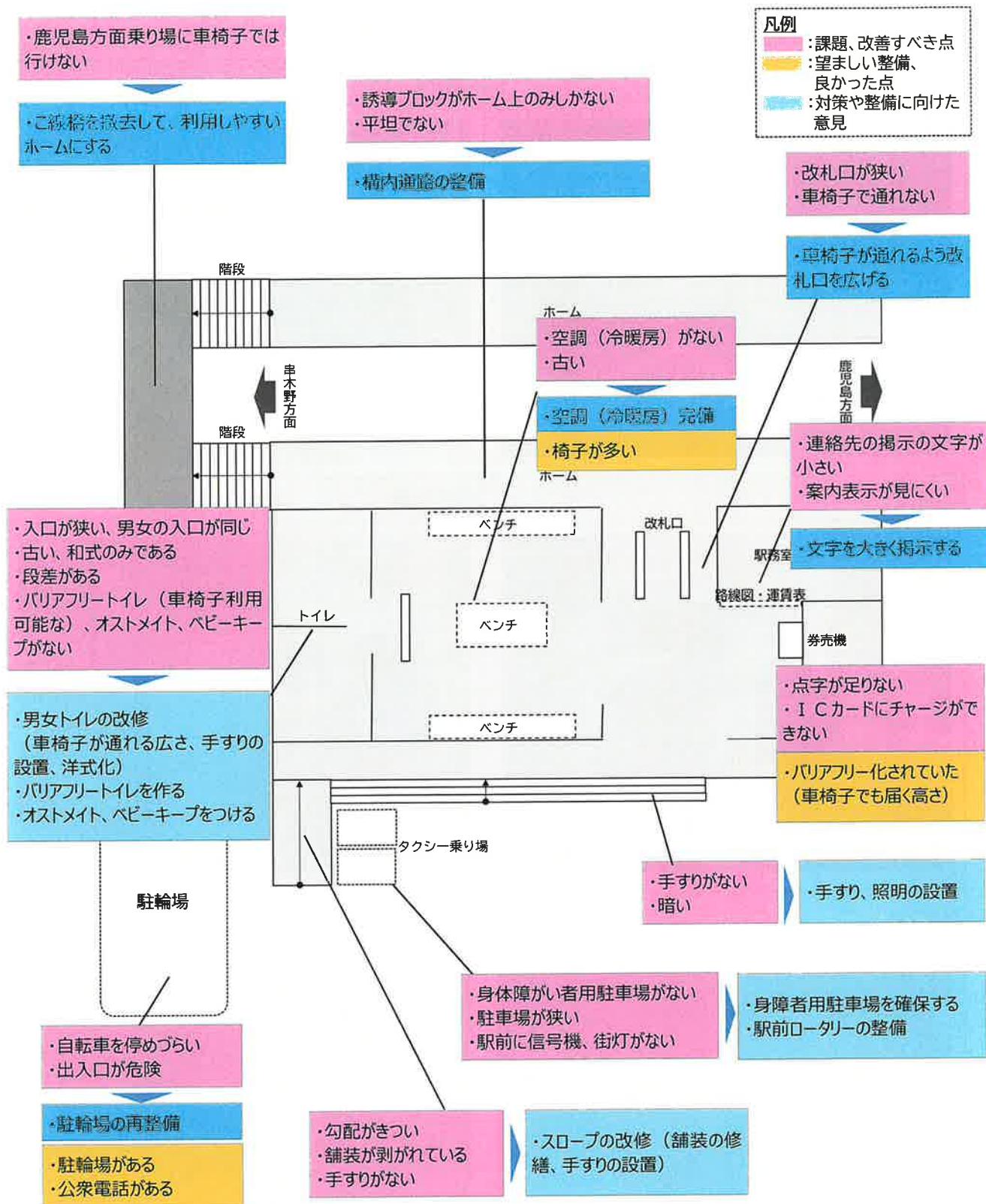
2. 湯之元駅に関する課題

(1)まち歩き(現地点検)ワークショップで出た課題・意見

湯之元駅に関する課題・意見、またそれに対する対策や整備に向けた意見として、まち歩き(現地点検)ワークショップでは以下のような意見があげられました。

表 3-1 湯之元駅に関する課題・意見/対策

場所	課題・改善すべき点	対策・整備に向けた意見
スロープ	勾配がきつい、舗装が剥がれている、手すりがない	スロープの改修 (舗装の修繕、手すりの設置)
階段	手すりがない、暗い	手すり、照明の設置
窓口	連絡先の掲示の文字が小さい、案内表示が見にくい	文字を大きく掲示する
券売機	点字が足りない、IC カードにチャージができない	—
待合室	空調(冷暖房)がない、古い	空調(冷暖房)完備
トイレ	入口が狭い、男女の入口が同じ	男女トイレの改修(車椅子が通れる広さ、手すりの設置、洋式化)
	古い、和式のみである	
	段差がある	
	バリアフリートイレ(車椅子利用可能な)、オストメイト、ベビーキープがない	バリアフリートイレを作る オストメイト、ベビーキープをつける
改札口	狭い、車椅子で通れない	改札口を広げる
ホーム	誘導ブロックがホーム上のみしかない	構内通路の整備
	平坦でない	
	鹿児島方面乗り場に車椅子で行けない	
駐車場	身体障がい者用駐車場がない	身体障がい者用駐車場を確保する
	駐車場が狭い	駅前ロータリーの整備
	駅前に信号機、街灯がない	



※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

図 3-5 湯之元駅に関する課題・意見/対策

表 3-2 湯之元駅の指摘箇所写真

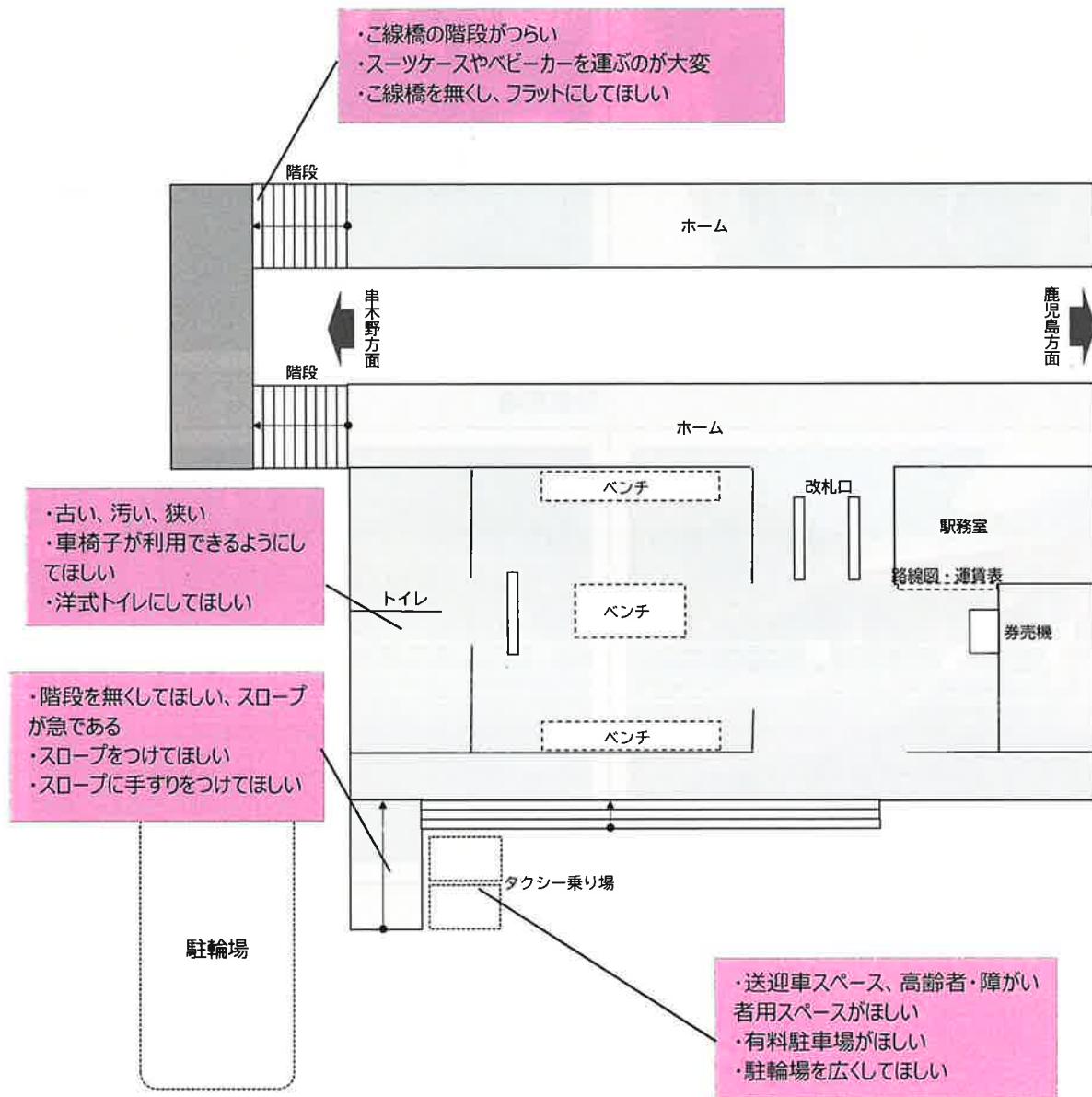
①スロープ	②階段
	
③窓口	④券売機
	
⑤トイレ	
	

表 3-3 湯之元駅の指摘箇所写真

⑥改札口	⑦ホーム
	
⑧二線橋	⑨駐車場
	

(2) 自治会のアンケートで出た課題・意見

湯之元駅に関する課題・意見について、周辺地区自治会に対して行ったアンケートでは以下のようないい意見があげられました。



※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

図 3-6 湯之元駅に関する課題・意見(抜粋)

表 3-4 湯之元駅に関する課題・意見(自治会アンケートより)

場所	ご意見・ご要望
ホーム・二線橋	中央駅方面行きのホームに行くまでの階段がつらい。(エレベーター、エスカレーターの設置)
	歩道橋をなくして、フラットに移動をお願いしたい。スーツケースをもちあげて、運ぶのが重労働です。
	反対側ホームへ移動に跨線橋使用のため階段を使わず、平面移動にしてほしい。
	湯之元駅を利用する事が年3~4回ありますが、年を取る毎に、鹿児島行きのホームに行く途中の鉄橋にきつい思いをします。早く東市来駅みたいな形になればと希望します。
	湯之元駅を利用していた人も現在東市来駅から乗車する人がいるとの事。バック、荷物がある時は絶対、東市来駅の方が容易である。
	歩道橋の階段の昇り降りは時間もかかりきつい。
	ホームへの階段をなくしてほしい。(東市来駅のような通路を設置してほしい)
	駅歩道橋をなくし、地下通路としてほしい。段差を無くす。
	中央駅方面へのホームへの移動等をお願いします。
	ベビーカー等を持って階段を登るのが大変で、反対側に行く際バリアフリーで渡れたらありがたい。
	ホーム間移動のためのエレベーターを設置して欲しい。(階段のみのため不便)
	中央駅方面のホームに改札を設け、階段の昇り降りをしなくてもいいようにしてほしい。
	足腰が悪い人が上り(鹿児島中央)のホームへ移動するのが大変だった。
	高齢者、障がい者が特に階段を上がる際、時よりひざに手を当てて辛そうにされている方もいます。
	駅自体の歩道橋を東市来駅のようにフラットにして頂きたいです。階段で転倒しけがをしているので、登り下りがきついです。雨の日や光がまぶしい時など傘をささなければならないので、まわりにも気をつかってかたみがせまいです。
	改札口から線路向こうのホームに行く際車椅子利用者等、階段昇降ができない方の移動手段(上下移動や段差への処理)はどのようにしたらしいものか。エレベーター等、ベビーカー利用も同じく。
	ホーム間移動はスロープかなと思いますが、屋根と誘導用音、点字ブロックを設置し、障がい者にも安心かなと。ホーム移動のスロープにも手すりを。
	雨天時屋根もなくすべりやすい。(屋根の設置)
	ホームでまっている間、日差しが強い、雨がふりこんでぬれるため雨、日よけが必要です。
トイレ	トイレが汚い、せまい。
	トイレは車イス利用可にしていただきたいです。
	トイレは車椅子が使用できず、車椅子が使用できる個室が欲しい。

※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

表 3-5 湯之元駅に関する課題・意見(自治会アンケートより)

場所	ご意見・ご要望
トイレ	乗り降り、トイレを含めて全面バリアフリー化して欲しい。
	今は、トイレと待合、展示スペースが近すぎて不衛生。トイレと距離を取りにくい場合は、外向きの出入り口。展示スペースをできればトイレ横以外に。
	駅の改修も早くお願いします。特にトイレの狭さ、不潔感が気になる。
	洋式トイレを設置してほしい。(多目的トイレ)
	トイレをきれいにして欲しい。
	トイレが古く、タイルがすべりやすい。年より、子どもは大変。
	トイレも車イスの方が利用できるものが良いと思います。
	男用は和式トイレしかなく洋式に変えて欲しい。
	臭いので消臭効果なし。
	クリーンなトイレの場を作ってほしい。
駅入り口	改札口までの階段→スロープが必要です。
	湯之元駅入口が階段になっており、スロープはあるが狭くて急であるため、段差をなくす。スロープはなるべく緩やかにしてほしい。
	湯之元駅周辺の段差をなくしスロープ道としてすべり防止をする。
	スロープには手すりをつけてほしい。
	スロープは手すりが無いので設置してほしい。
駐車場・駐輪場	駐輪場から勢いよく自転車が出てくることがあるので駐車場に車をとめているときにヒヤッとした。(区画分け、整備)
	駐車スペースと迎車スペースと分けたら良いのでは。
	電車を利用する場合、自宅から駅までが遠い為、駅まで自家用車を使用することとなる。現状では駐車場が狭い為、中々使用しにくい。従って、この際一般駐車場を十分確保してほしい。
	駅舎の前は、車ととの動線の分離がされていないので危険である。人と車の動きが混載しないようしっかりと分離してほしい。
	駐車場の安全確保をいちばんに、送迎ロータリー、できれば屋根付き。
	駅の駐車場を利用しやすく整備してほしい。
	駅前ロータリーの確立。東市来駅、湯之元駅については、駅前広場が狭く送迎の車が一方向に進行出来ず、歩行者にも支障がある。
	高齢者、障がい者のスペースを確保して、スムーズな流れになるようにして欲しい。
	両駅とも送迎車スペースが少なく、とくに4月には学生の送迎になれない方もいて、なんとなく守られている秩序が乱れてキケンです。誰でも理解して使いやすいようにして欲しい。東市来駅に関しては、月極スペースのみで送迎車スペースはありません。必要だと思います。

※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

表 3-6 湯之元駅に関する課題・意見(自治会アンケートより)

場所	ご意見・ご要望
駐車場・駐輪場	駐車場を広く設置し又自転車置場も広く取る様に。
	駅前をロータリー通行にする。通学路の明示を大きくする。
	伊集院駅に設置されているような駐車場を設置してほしい。
	伊集院駅のようなコインパーキングが欲しいです。
	有料駐車場がないので不便
	自転車置き場が混雑して乱雑に置かれているため、奥が空いていてもそこまで行けない。自転車とバイクの置き場を各々設けてほしい。(屋根も)
	駅利用する時は自宅から駅まで車使用する。長時間使用可能な駐車場がほしい。
その他	県道309号及び市道と駅の駐車場との境界がわかりにくい。
	バリアフリー化とは関係ないが、スゴカをチャージできるよう券売機を新設してほしい。
	待合室は、基本木材を使用し座ってると痛くなります。寄りかかる方もいるので、ホーム側の方にスタンディングチェアを設置してほしい。(広木駅にはあります)
	きれいなトイレや待合室にも湯之元の名所などの写真パネル等もあつたら良いと思う。
	以前は駅にキレイな花が植えられたり、花が飾ってあったが最近うるおいのない施設になっているような気がする。駅前自治会の皆さん、何か工夫してみてはどうでしょう。例えば高齢者クラブの活動の一つとして美化活動に取り組んでみたらどうですか。
	湯之元駅は湯之元温泉の玄関口なのに、余りそれを感じない。湯之元温泉のシンボルになるようなものを駅に作ってほしい。
	湯之元の玄関口、「ようこそ湯之元へ」や「おかえりなさい」「いってらっしゃい」の気持ちが伝わる駅舎自体のデザインまたはウェルカムゲート。
	駅自体の雰囲気を明るく、湯之元らしいデザインにしてくれたら観光客も来るのである。
	広報や市民作品展示のスペースの確保。
	花壇については、地域ボランティアさんが無理のない範囲のスペースで。
	駅構内もしくは駅周辺のどちらかではなく、両方バリアフリーに向けて実現してほしい。
	補助が出る様で工事をされるならば、適切に限界一杯までバリアフリー化に注ぎ込んでください。
	駅の裏手の住宅の方は通称"勝手踏切"で線路を渡られている。
	視覚障害者＝ガイドヘルプ等ソフト面の対応、聴覚障害者＝手話、知的・精神・発達障害＝ソフト面の対応

※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

3. 周辺道路・地区に関する課題

(1)まち歩き(現地点検)ワークショップで出た課題・意見

湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見、また、それに対する対策や整備に向けた意見として、まち歩き(現地点検)ワークショップでは以下のような意見があげられました。

表 3-7 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策

場所	課題・改善すべき点	対策・整備に向けた意見
国道3号	歩道の幅員が狭い 見通しが悪い	歩道を広くする 電柱・標識・信号機の移設
	横断歩道がない	横断歩道を増やす
	ガタガタして歩きにくい	段差を平坦にする、起伏を無くす
	押しボタン式信号機であるが、音が出ない	音響式信号機に変更する
	歩行者信号機が短い	信号機の時間を長くする
湯之元交差点	案内標識が低く、危ない、見えづらい	高さを高くする、カラーコーンを置く、ライトアップする
	舗装(インターロッキング)が一部割れている	補修する
	視覚障がい者誘導用ブロックがない	優先順位をつけて、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する
	車道の舗装が下がっていて(段差がある)、水がたまる	集水溝に穴をあけ、排水できるようにする
国道3号～ 湯田小学校	案内標識、視覚障がい者誘導用ブロックがない	視覚障がい者誘導用ブロックを設置する
	湯田小学校前の交差点で踏切からの車が見えない	カーブミラーをつける
湯之元西踏切	歩道が途中で行き止まりになっている	歩道を広くする
大里川南側	歩道がない、草で覆われて道幅が狭い	歩道の整備を行う
	通学路の案内がない	通学路の案内板をつける
大里川北側	歩道がない	—
	視覚障がい者誘導用ブロックがない	—
湯之元バス停	幅員が狭い、傾斜がある	—
	視覚障がい者が認識できない	—
	待合所がない	—
	案内板がない	—

表 3-8 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策

場所	課題・改善すべき点	対策・整備に向けた意見
田之湯バス停	時刻表の文字が小さい、見にくい 時刻表に点字がない	時刻表の文字を大きくする 点字をつける
	ベンチが壊れている	ベンチの改修をする
	屋根がない	屋根をつける
	幅員が狭い、乗り降りしにくい	バス停を広くする
日置市東市来 総合福祉センター	点状ブロック、オストメイトがない	オストメイトをつける
	スリッパは転びやすい	スリッパ不要にする
東市来郵便局	草が生い茂り、駐車場のマークが見えない	緑の管理(見えるように)をする



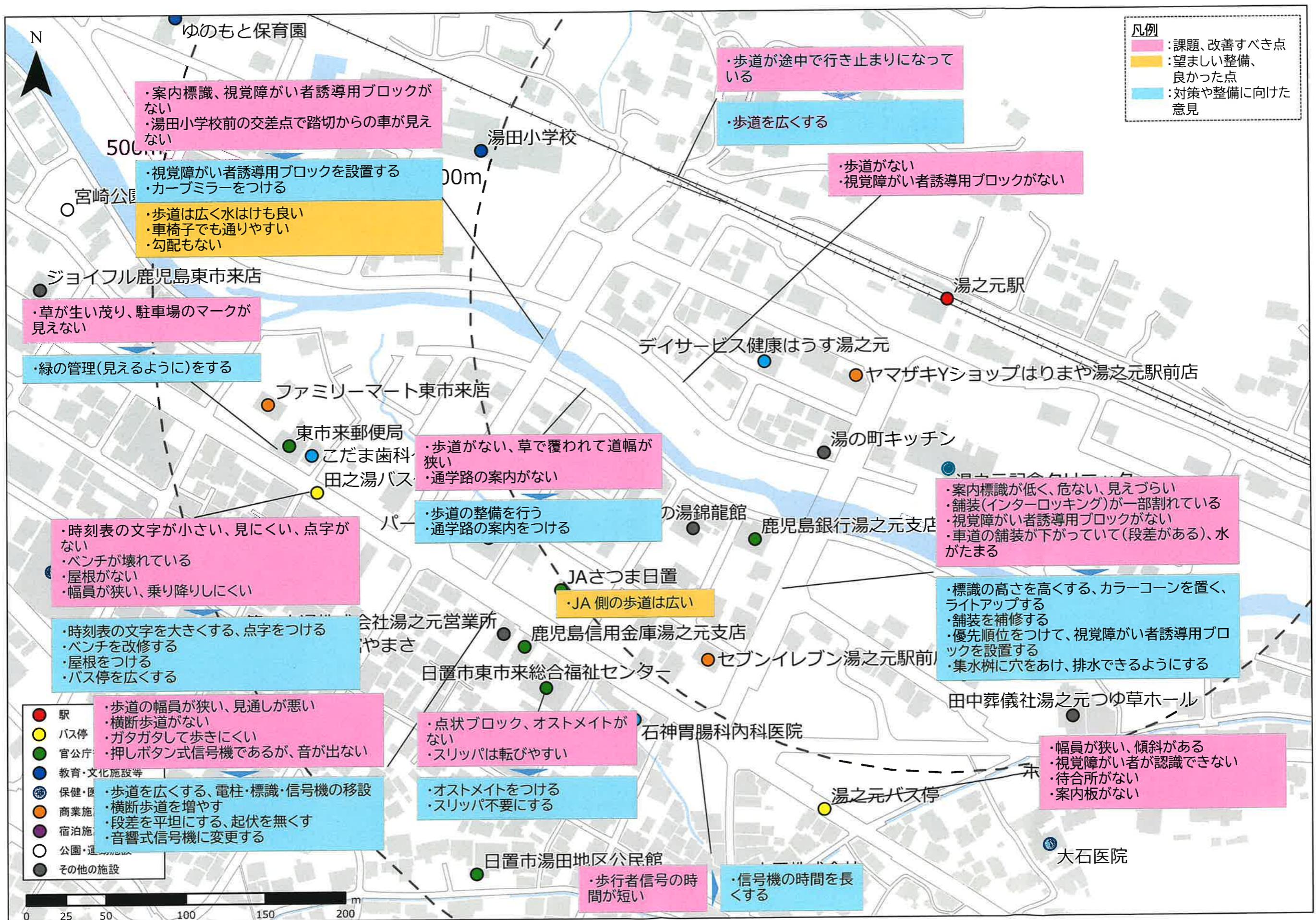


図 3-7 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策

表 3-9 湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所

<p>①国道3号</p> 	
<p>②国道3号～湯之元駅</p> 	
<p>③国道3号～湯田小学校</p> 	<p>④湯之元西踏切</p> 

表 3-10 湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所

⑤大里川南側	⑥大里川北側
	
⑦湯之元バス停	⑧田之湯バス停
	
⑨東市来郵便局	
	

(2) 自治会のアンケートで出た課題・意見

湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見について、周辺地区自治会に対して行ったアンケートでは以下のような意見があげられました。

表 3-11 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見(自治会アンケートより抜粋)

場所	ご意見・ご要望
周辺道路	駅前通りの砂利道も危険なので舗装して頂きたい。
	湯之元駅周辺地区は視覚障害者用点字ブロックがないため、土地区画整理事業の工事中なのかわからないが数年先の完成まで待てない。
	湯之元駅国道3号交差点が一部未舗装で碎石のまま、工事の途中で4、5年そのままである。歩行や自転車で通行するたび、転倒しそうになるため、工事再開が数日ならわかるが4、5年先なら簡易舗装でもすべき。
	田の湯近くを自転車で通行するとき、側道から道路に出る際、道路側溝との段差がある、自転車がパンクしそうになるため(カーブミラーの箇所)、段差の解消をしてほしい。
	道路のラインを明確にして視覚障害の方でもわかるまちにして欲しい。
	盲人が分かりやすい歩道、信号交差点とする様に。
	駅前の外灯が少なく、特に小学校方向が明るくない事に不安を感じる。
心のバリアフリー	物理的なバリアフリーも大事だが、心のバリアフリーも大切。困っている人がいたら手伝ってあげるという教育もしっかりやって欲しい。

※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

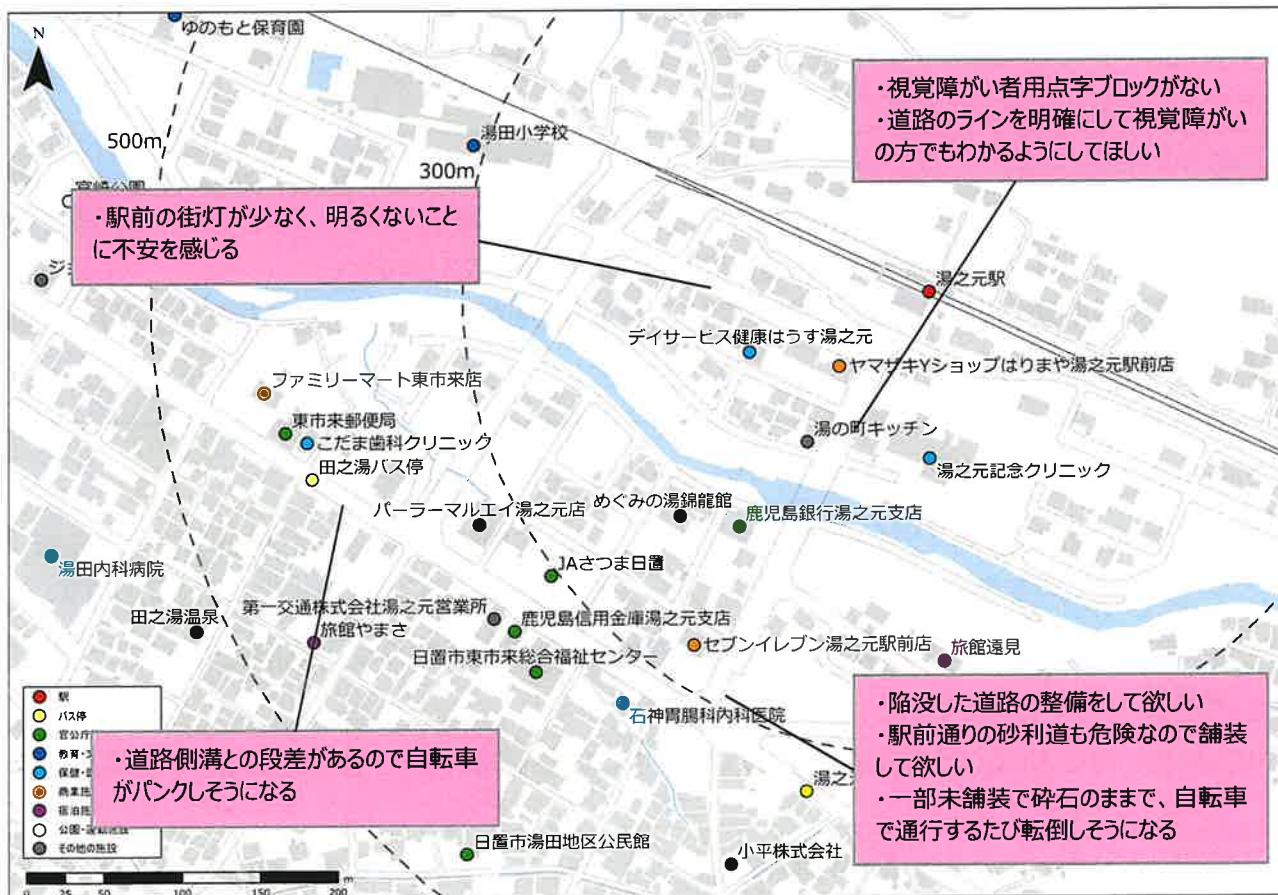


図 3-8 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見(自治会アンケートより抜粋)

4. 湯之元駅周辺地区のバリアフリー化に向けた課題

前項までの意見を踏まえ、湯之元駅周辺地区に関するバリアフリー化に向けた課題を以下のように整理しました。

課題①：湯之元温泉の玄関口にふさわしい湯之元駅及び駅前広場の再整備

現在の湯之元駅は、駅構内のトイレやホーム、改札など各種設備は高齢者や障がい者等にやさしい環境とは言えず、また、駅前の空間においても、補助施設のない段差や車両待機・駐輪のスペース不足など、良い環境であるとは言えません。

そのため、駅を利用する高齢者、障がいのある方、子育て世代の方、観光客を含む誰もが安全に利用できるような湯之元温泉の玄関口にふさわしい駅及び駅前広場の整備が必要です。

課題②：周辺地区の移動環境の改善

湯之元駅の周辺地区においては、土地区画整理事業によって歩道の整備等が進められていますが、視覚障がい者誘導用ブロックが整備されておらず、また、国道沿いの歩道は依然として狭く、交通量の多さも相まって危険な状況にあります。

そのため、駅利用者だけでなく、駅から各施設への移動や周辺住民の通学路等の日常利用を含め、円滑に徒歩で移動できる歩道等の移動環境の整備及び改善が必要です。

課題③：心のバリアフリーの醸成

本市では、これまでにも学校や市関係各課、交通事業者等がそれぞれ主体となって、心のバリアフリーに関連する取組を進めています。

ハード面の整備だけでなく、誰もが「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を感じられるよう、より一層のソフト面での施策に取り組み、市民及び事業者と一体となった「心のバリアフリー」の更なる醸成が必要です。

課題④：持続的なバリアフリー化の推進

今後の高齢化の進展や活性化に向けたまちづくりの在り方を踏まえると、バリアフリー化に関連する取組は、将来にわたって継続的に実施していくことが重要となります。

土地区画整理事業の進捗を含め、地域の状況に合わせて見直しを行い、持続的なバリアフリー化事業の実施が必要です。

「心のバリアフリー」とは（出典：ユニバーサルデザイン2020行動計画）

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味します。「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下のとおりです。

(1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

(2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

(3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

第4章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想

1. 基本理念、基本方針

湯之元駅周辺地区の一体的なバリアフリー化を推進するために、基本理念と基本方針を次のとおり定めました。

(1) 基本理念

みんなが 安全・安心に移動できて 湯ったり過ごせる
ウェルビーイングなまち 「ゆのもと」

(2) 基本方針

基本方針①:湯之元温泉のシンボルとしてみんなが使える安全・安心な湯之元駅の再整備

周辺住民だけでなく、湯之元温泉を訪れる観光客が安全に使えるような湯之元駅のバリアフリー化事業を進めるとともに、地域の交通拠点として誰もが利用しやすい駅前広場の整備を推進します。

基本方針②:みんなが快適に移動できる交通環境の形成及び整備

高齢者、障がいのある方、子連れの方に限らず誰もが快適に移動できるよう歩道の拡幅・整備や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を推進します。

基本方針③:「心のバリアフリー」の推進とウェルビーイングなまちづくりの実践

互いを尊重し、助け合えるような社会の実現のため、市民及び事業者と一体となって「心のバリアフリー」に関する事業に取り組みます。

また、ハード・ソフトの両面からウェルビーイングなまちづくりを進めます。

基本方針④:持続的なバリアフリー化の推進

土地区画整理事業を踏まえた事業の進捗管理、それに伴う周辺地区の環境や状況に応じた基本構想の見直しを行い、持続的なバリアフリー化を図ります。

ウェルビーイング(Well-being)とは

身体的、精神的、社会的に満たされた状態(良好な状態)にあることを指し、世界保健機関(WHO)設立の憲章の中で用いられた言葉です。

「Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity」(「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。(日本WHO協会訳)」)

デジタル庁では、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、共助の取組による地域の豊かさと心豊かな暮らしの共通の指標となる地域幸福度(Well-Being)指標の活用の促進に取り組んでいます。

また、本市は湯之元に本社を置く小平株式会社と「企業と地域の新しい関係性を通じて、湯之元を世界に誇れるウェルビーイングタウンにしていくための連携協定書」を締結しました。



■基本理念

みんなが 安全・安心に移動できて 湯ったり過ごせる ウェルビーイングなまち 「ゆのもと」

■現状と課題

【現状】駅構内や駅前の空間は、高齢者や障がい者等にとって利用しやすい環境とは言えない状況です。

【課題解決の方向性】

駅を利用する高齢者、障がいのある方、子育て世代の方、観光客を含む誰もが安全に利用できるような湯之元温泉の玄関口にふさわしい駅及び駅前広場の整備が必要です。

【現状】周辺地区の道路は土地区画整理事業によって整備されつつあるものの、危険な箇所が見られます。

【課題解決の方向性】

駅利用者だけでなく、駅から各施設や施設間相互の移動、周辺住民の通学路等の日常利用を含め、円滑に徒歩で移動できる歩道等の移動環境の整備及び改善が必要です。

【現状】学校教育や行政、事業者は心のバリアフリーに取り組んでいますが、市民への浸透には十分とは言えません。

【課題解決の方向性】

ハード面の整備だけでなく、誰もが「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を感じられるようソフト面での施策に取り組み、市民及び事業者と一体となった「心のバリアフリー」の醸成が必要です。

【現状】将来的な高齢化の更なる進展やまちの活性化を目指すためには目先の事業の完了だけでは不十分です。

【課題解決の方向性】

土地区画整理事業の進捗を含め、地域の状況に合わせて見直しを行い、持続的なバリアフリー化事業の実施が必要です。

■基本方針

基本方針 1

湯之元温泉のシンボルとしてみんなが使える 安全・安心な湯之元駅の再整備

基本方針 2

みんなが快適に移動できる交通環境の形成 及び整備

基本方針 3

「心のバリアフリー」の推進とウェルビーイングな まちづくりの実践

基本方針 4

持続的なバリアフリー化の推進

■事業内容

湯之元駅及び駅前広場の整備

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの整備
- ・ 改札口の一部改良(拡幅)
- ・ ラツチ外(改札外)スロープの新設
- ・ バリアフリートイレの新設
- ・ 男女別トイレの改良(洋式化)
- ・ 音声案内の設置
- ・ 触知案内板の設置
- ・ こ線橋の撤去(無連動化(単線化)にて整備)
- ・ ホームのこう上(車両とホームの段差解消)
- ・ 誘導チャイム(盲導鈴)の設置
- ・ 列車接近表示器の設置
- ・ 屋根の設置
- ・ 車椅子利用者に配慮したフラット整備

交通環境の形成及び整備

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討
- ・ 横断歩道の設置検討
- ・ 横断歩道に接続する歩道等端部の切り下げ段差の改善
- ・ 歩道の設置
- ・ 歩道の有効幅員の確保
- ・ 車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善
- ・ 歩道未整備区間の歩行者空間の確保
- ・ 電柱等の移設検討
- ・ 側溝の蓋などの設置及び改良
- ・ 交差点の改良
- ・ 道路標識、道路標示の設置

「心のバリアフリー」の推進

- ・ 市職員や事業者などへのバリアフリーに関する研修の充実
- ・ バリアフリー・心の教育の推進
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施(市立小・中・義務教育学校)
- ・ 乗務員に対する教育の実施(身体の不自由な方などへの対応についての指導)
- ・ 高齢者、障がい者等をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援
- ・ 高齢者や障がい者とのふれあいの場の設置、声かけの実施
- ・ 一般市民に障がいについて理解してもらえるようなイベントを開催
- ・ ヘルプマーク配布
- ・ 認知症センター養成講座等認知症施策の実施

持続的なバリアフリー化の推進

- ・ バリアフリー基本構想策定協議会の設立・活用
- ・ PDCAサイクルに基づき、5年ごとに特定事業の分析・評価、必要に応じた基本構想の見直しの実施

2. 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区設定についての基本方針

重点整備地区については、バリアフリー法第2条で以下のとおり定められています。

- 生活関連施設(高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他的一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

また、ガイドラインでは、原則として重点整備地区は生活関連施設が概ね3以上あることとされています。

本構想では、バリアフリー法及びガイドラインを踏まえ、湯之元駅を中心とする徒歩圏内かつ3以上の生活関連施設があり、バリアフリー化事業を重点的・一体的に行うことで都市機能増進に有効と判断される地区を重点整備地区とする方針とします。

(2) 重点整備地区の区域設定

前項を踏まえ、湯之元駅周辺地区における重点整備地区は次の項目を基に設定します。

- ✓ 湯之元駅を起点に徒歩で移動できる範囲(半径300m～500m)を基本とする。
- ✓ 高齢者や障がい者を含む多くの人が利用する生活関連施設、またそれらを結ぶ徒歩で移動できる経路を含む区域とする。
- ✓ 湯之元第一地区土地区画整理事業の範囲内又は都市計画道路に囲まれている区域とする。
- ✓ 町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって境界が明確に表示できる区域とする。

湯之元駅からバス停までの徒歩圏を整備することで、利便性の向上による湯之元駅周辺地区内外の広域な移動の促進、周辺地区のより一体的なバリアフリー化の推進に取り組みます。

3. 生活関連施設の設定

生活関連施設については、バリアフリー法第2条で以下のとおり定められています。

- 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

湯之元駅周辺には多数の施設が存在するため、ガイドラインを基に、高齢者や障がい者、妊産婦など、多様な人々が利用する施設又は常に多数の人が利用する施設として、官公庁等施設(公共施設、銀行等)、医療・福祉施設、指定避難所のほか、周辺地区のなかで敷地面積が大きく、不特定多数の利用者がいると見込まれる温泉施設及び娯楽施設をその他の施設とし、下表のとおり本構想における生活関連施設を定めました。

なお、生活関連施設に設定された施設がすぐに特定事業等の対象となるのではなく、長期的な議論を行い、必要に応じて事業を実施していきます。

表 4-1 生活関連施設一覧

区分	施設名称	選定基準
官公庁等	日置市東市来総合福祉センター	周辺住民の日常生活に必要不可欠な施設
	日置市湯田地区公民館	
	東市来郵便局	
	JAさつま日置	
	鹿児島銀行湯之元支店	
	鹿児島信用金庫湯之元支店	
教育・文化施設等	湯田小学校	災害時に避難所として機能する施設
	ゆのもと保育園	子育て世代が利用する施設
保健・医療・福祉施設	石神胃腸科内科医院	高齢者、障がい者等を含む多数の人が利用する施設
	湯之元記念クリニック	
	こだま歯科クリニック	
	デイサービス健康はうす湯之元	
その他の施設	めぐみの湯錦龍館	敷地面積が大きく、不特定多数の利用者がいると想定される温泉や娯楽施設
	パーラーマルエイ湯之元店	

※官公庁等:都道府県庁、市役所・区役所、役場、郵便局、銀行、ATM、警察署(交番を含む)、裁判所、市民・地区センター、コミュニティーセンター、都道府県税事務所、税務署など

4. 生活関連経路の設定

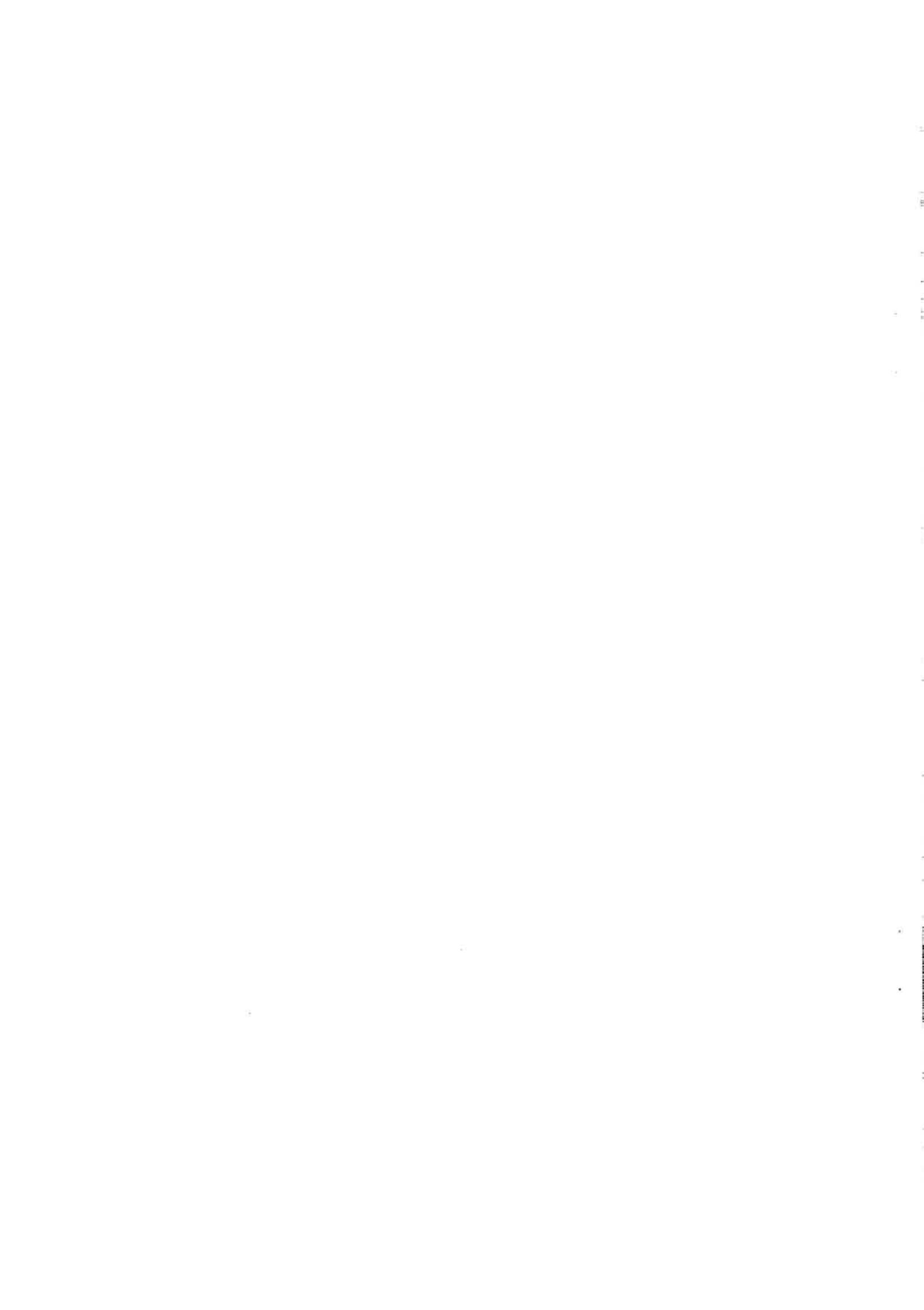
生活関連経路とは生活関連施設相互間の経路を指し、旅客施設から生活関連施設への動線だけでなく、生活関連施設間の移動を含み、利用頻度が高く、歩行者の交通量が多い経路を優先的に選定することとされています。

湯之元駅から各生活関連施設へのアクセスや相互間の移動を考慮し、本構想における生活関連経路を下表のとおり定めました。

表 4-2 生活関連経路一覧

場 所	道路名	選定基準	管理者	図4-1の 経路番号
国道3号	都市計画道路3・4・2号 湯之元長里線	国道3号沿いの生活関連施設を接続する経路	国・市	1
湯之元駅 ～国道3号	都市計画道路3・4・1号 湯之元赤崎線	湯之元駅から国道3号にかけての生活関連施設を接続する経路	県・市	2
国道3号 ～湯田小学校 ～湯之元駅	都市計画道路3・5・7号 田之湯駅前線	湯之元駅及び国道3号から湯田小学校・ゆのもと保育園に接続する経路	市	3

※選定基準の共通事項：道路幅員が広く、歩行者の交通量が多い経路



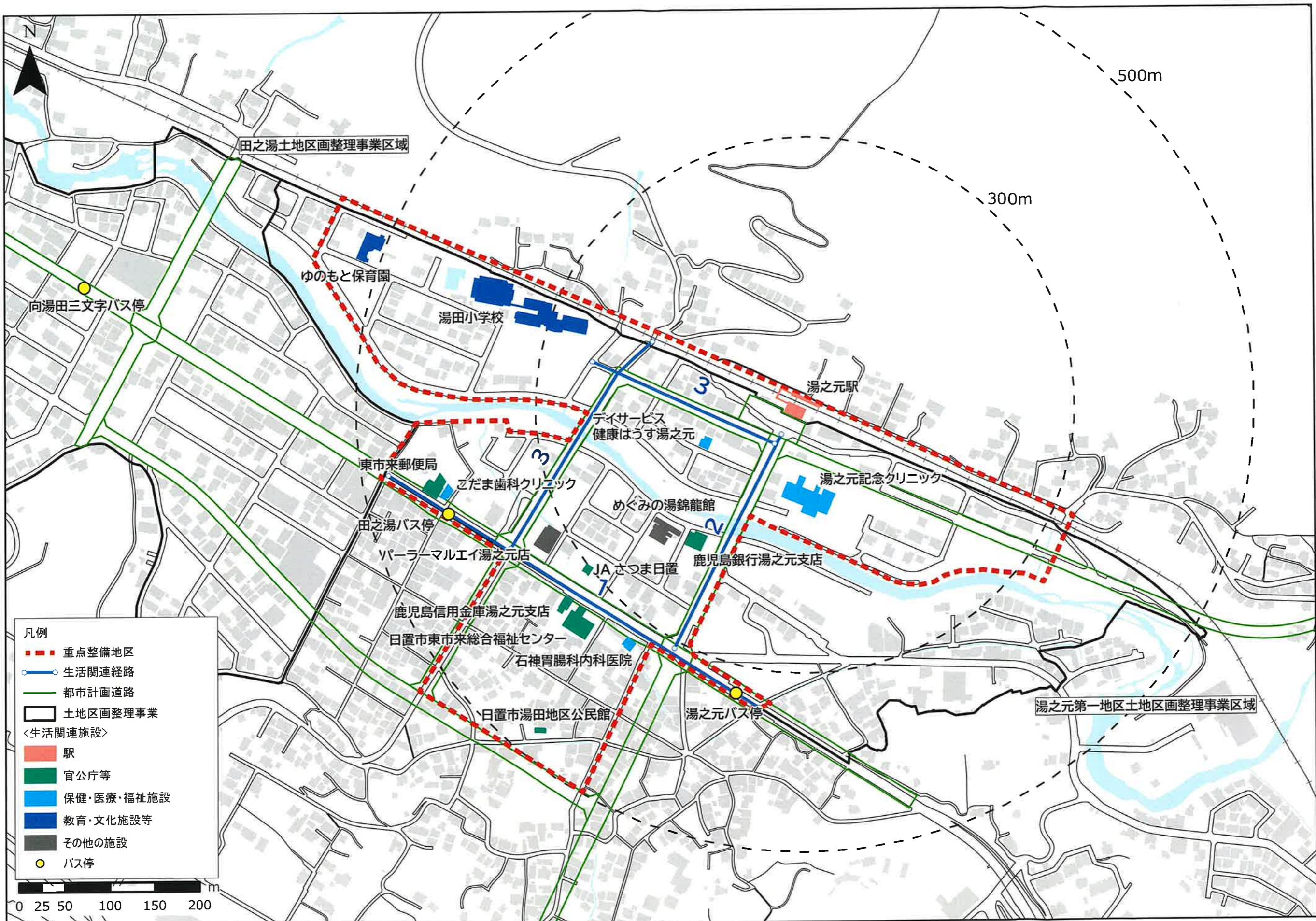


図 4-1 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路

第5章 重点整備地区におけるバリアフリー化の概要

1. バリアフリー化に関する事業について

(1) 特定事業とは

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業と令和2年(2020年)5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業を指し、バリアフリーに関する事業を具体的に進めるための重要な項目です。

特定事業を定めた場合、実施事業者は特定事業計画の作成、それに基づく事業実施がバリアフリー法で義務付けられ、各事業者は、基本構想策定後可能な限り速やかに(概ね1年以内)に特定事業計画を作成することが望ましいとされています。したがって、基本構想に示す特定事業の内容については事業者を含めて十分検討のうえ、特定事業計画作成について自治体と事業者が相互に調整を図る必要があります。

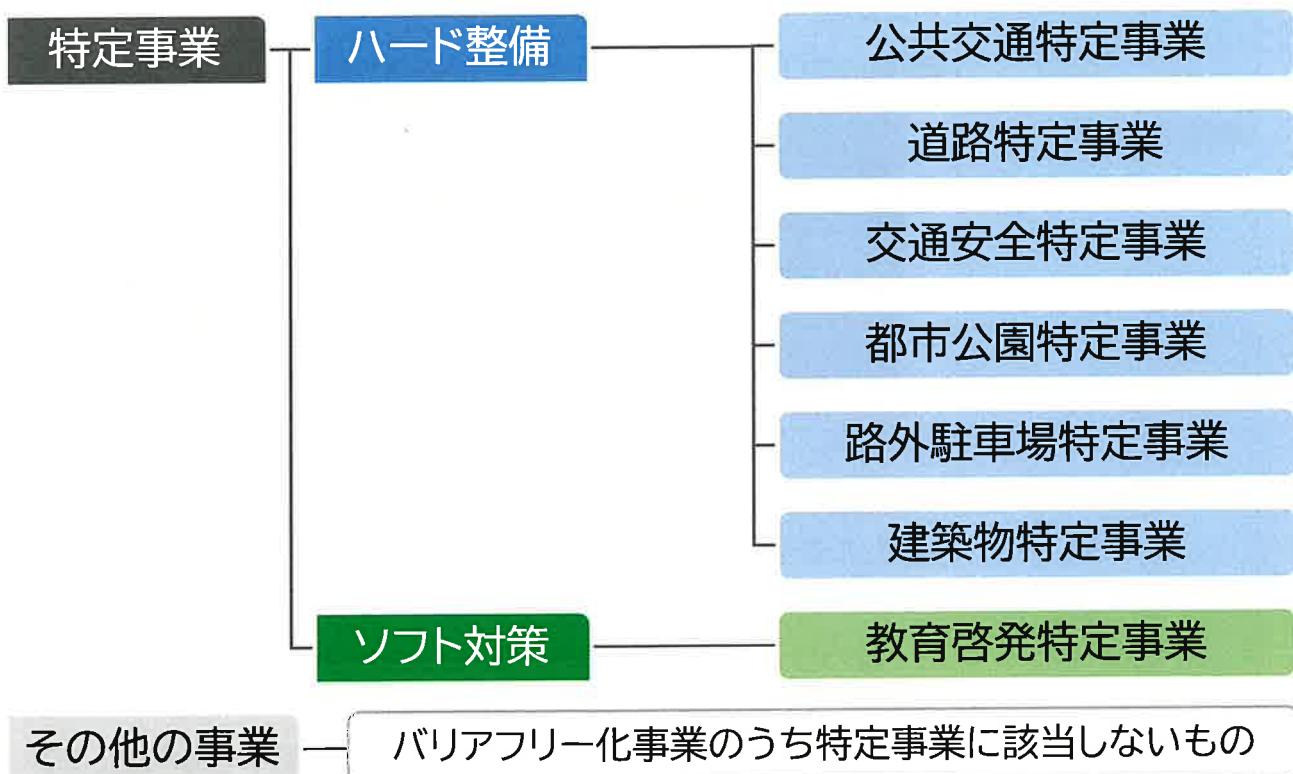


図 5-1 バリアフリー化に関する事業分類

表 5-1 特定事業(ハード整備)の概要

区分	内容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 例)ノンステップバスの導入(左)、ホームドアの設置(右)
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等)の設置 ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等) <p>例)幅の広い歩道の整備(左)、視覚障がい者誘導用ブロックの設置(右)</p>
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置 ⇒高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等 ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止 ⇒違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等 <p>例)音響式信号機、残り時間のわかる信号機(左) エスコートゾーンの設置(右)</p>

区分	内容
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備 例)園路の段差解消(左)、バリアフリートイレの整備(右) 
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等)の整備 例)車椅子使用者用駐車区画の整備 
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 例)建築物内のエレベーター設置等の段差解消(左) バリアフリートイレの整備(右) 

(出典:ガイドライン及び「バリアフリー法におけるマスタープラン・基本構想について」(国交省))

表 5-2 特定事業(ソフト対策)の概要

区分	内容
教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業 ⇒学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等)の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等 ・住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(上に掲げる事業を除く。) ⇒障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等 <p>例) 小学生による公共交通の利用疑似体験(左) タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修(右)</p> 

(出典:ガイドライン及び「バリアフリー法におけるマスタープラン・基本構想について」(国交省))

(2) その他の事業とは

他の事業とは、バリアフリー化に関する事業のうち、特定事業に該当しないものを指し、周辺地区のバリアフリー化の推進に寄与する事業として取り組むものです。

表 5-3 その他の事業の概要

区分	内容
他の事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客施設以外の旅客施設 ・生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備 ・通路等(河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む) ・サインによる情報提供の充実

(出典:ガイドライン)

2. 湯之元駅のバリアフリー化の実施内容

(1) 特定事業

特定事業として、下表及び図に示す湯之元駅に関する事業に取り組みます。

なお、実施時期については、事業の実施・完了見込みに合わせ前期(令和7~11年度(2025~2029年度))、後期(令和12~16年度(2030~2034年度))に分け、事業が計画期間より長期にわたる場合又は現在実施中で今後も継続して実施する事業については継続実施とします。

(※以下、P55まで同様)

表 5-4 湯之元駅バリアフリー化事業

	事業内容	事業主体	実施時期
公共交通特定事業	視覚障がい者誘導用ブロックの整備	九州旅客鉄道株式会社	前期
	改札口の一部改良(拡幅)	//	//
	ラッチ外(改札外)スロープの新設	//	//
	バリアフリートイレの新設	//	//
	男女別トイレの改良(洋式化)	//	//
	音声案内の設置	//	//
	触知案内板の設置	//	//
	二線橋の撤去(無連動化(単線化)にて整備)	//	//
	ホームのこう上(車両とホームの段差解消)	//	//
	誘導チャイム(盲導鈴)の設置	//	//
	列車接近表示器の設置	//	//

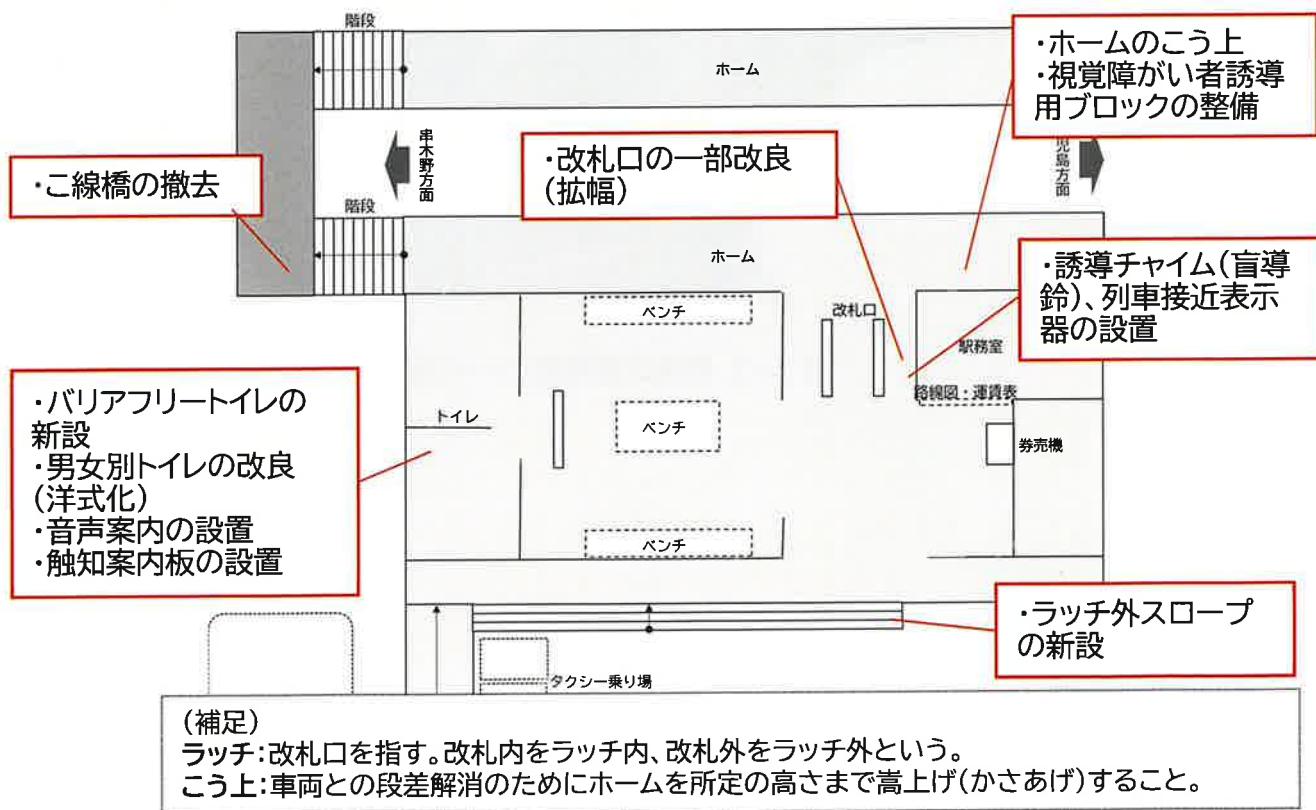


図 5-2 湯之元駅バリアフリー化事業

(2) その他の事業

その他の事業として、下表に示す駅前広場に関する事業に取り組みます。

表 5-5 湯之元駅駅前広場バリアフリー化事業

事業内容		事業主体	実施時期	
その他の事業	駅前広場	屋根の設置	市産業建設課	後期
		車椅子利用者に配慮したフラット整備	〃	〃



A130933 モノレールの角、歩道とは異なる場合がございます。

図 5-3 駅前広場整備イメージ図

3. 生活関連経路のバリアフリー化の実施内容

(1) 特定事業

湯之元駅周辺地区の生活関連経路では、下表に示す特定事業に取り組みます。

表 5-6 生活関連経路のバリアフリー化事業

場所	事業内容	事業主体	実施時期
湯之元長里線	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	市産業建設課	前期
	横断歩道の設置検討	//	//
	横断歩道に接続する歩道等端部の切り下げ段差の改善	//	後期
	歩道の設置	//	//
	歩道の有効幅員の確保	//	//
	車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	//	//
	歩道未整備区間の歩行者空間の確保	//	//
	電柱等の移設検討	//	前期
	側溝の蓋などの設置及び改良	//	後期
湯之元赤崎線	交通安全特定事業	交差点の改良	//
	道路標識、道路標示の設置	//	//
	道路特定事業	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	//
	横断歩道の設置検討	//	//
	車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	//	//
田之湯駅前線	交通安全特定事業	側溝の蓋などの設置及び改良	//
	道路特定事業	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	//
	横断歩道の設置	//	完了・継続実施
	車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	//	//
	側溝の蓋などの設置及び改良	//	//
交通安全特定事業	交差点の改良	//	//
	道路標識、道路標示の設置	//	//

(2) その他の事業

生活関連経路以外の道路については、歩道舗装の補修、バス停のベンチの整備等について事業者と協議の上、バリアフリー化の推進に取り組みます。

4. 心のバリアフリーの実施内容

本構想における「心のバリアフリー」の推進に関する事業として、下表に示す事業に取り組みます。

市や公共交通事業者はこれまで「心のバリアフリー」に関する事業に取り組んできましたが、本構想策定に合わせて、教育啓発特定事業として新たに位置づけ、これまで以上に「心のバリアフリー」を推進します。また、特定事業として位置づけないものの「心のバリアフリー」の推進のために必要な事業について、継続して取り組んでいきます。

表 5-7 心のバリアフリーに関する事業

項目	事業内容	事業主体	実施時期
教育啓発特定事業	市職員や事業者などへのバリアフリーに関する研修の充実	市福祉課	継続実施
	バリアフリー・心の教育の推進	//	//
	バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施(市立小・中・義務教育学校)	市教育委員会 (学校教育課)	//
	乗務員に対する教育の実施(身体の不自由な方などへの対応についての指導)	九州旅客鉄道 株式会社 鹿児島交通 株式会社 第一交通 株式会社	//
その他の事業	高齢者、障がい者等をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援	市福祉課・ 介護保険課	//
	高齢者や障がい者とのふれあいの場の設置、声かけの実施	//	//
	一般市民に障がいについて理解してもらえるようなイベントを開催	市福祉課	//
	ヘルプマーク配布	//	//
	認知症サポートー養成講座等認知症施策の実施	市介護保険課	//



図 5-4 ヘルプマーク及びヘルプカード(出典:鹿児島県ホームページ)

5. バリアフリー化の実現に向けたロードマップ

これまでの内容を踏まえ、基本理念実現のために必要な特定事業等の取組内容と時期を整理し、ロードマップとして次頁に整理しました。

また、本構想においては特定事業として位置づけないものの、湯之元駅周辺地区の生活関連施設におけるバリアフリートイレやスロープの設置、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を働きかけ、周辺住民が安全に暮らせる環境整備の推進に努めます。

なお、今後本構想の見直しや事業の方向性の検討を進めるなかで、特定事業として取り組むことになった場合は、特定事業計画を作成して対応を進めていきます。

表 5-8 バリアフリー化の実現に向けたロードマップ

	事業内容	前期(～R11年)	後期(～R16年)	
基本方針① 湯之元温泉のシンボルとしてみんなが使える安全・安心な湯之元駅の再整備	●湯之元駅 視覚障がい者誘導用ブロックの整備 改札口の一部改良(拡幅) ラッチ外(改札外)スロープの新設 バリアフリートイレの新設、男女別トイレの改良(洋式化) 音声案内、触知案内板、誘導チャイム(盲導鈴)、列車接近表示器の設置 二線橋の撤去(無運動化(単線化)にて整備) ホームのこう上(車両とホームの段差解消)	湯之元駅の整備		
	●駅前広場 屋根の設置 車椅子利用者に配慮したフラット整備		駅前広場の整備	
	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討		整備の検討 ※周辺事業の進捗に応じて実施	
	横断歩道の設置検討			
	電柱等の移設検討			
	横断歩道に接続する歩道等端部の切り下げ段差の改善			
	歩道の設置、有効幅員の確保			
	車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善			
	歩道未整備区間の歩行者空間の確保			
	側溝の蓋などの設置及び改良			
基本方針② みんなが快適に移動できる交通環境の形成及び整備	交差点の改良	湯之元赤崎線の整備 湯之元長里線の整備		
	道路標識、道路標示の設置			
	市職員や事業者などへのバリアフリーに関する研修の充実			
	バリアフリー・心の教育の推進			
	バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施(市立小・中・義務教育学校)			
	乗務員に対する教育の実施(身体の不自由な方などへの対応についての指導)			
	高齢者、障がい者等をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援			
	高齢者や障がい者とのふれあいの場の設置、声かけの実施			
	一般市民に障がいについて理解してもらえるようなイベントを開催			
	ヘルプマーク配布			
基本方針③ 「心のバリアフリー」の推進とウェルビーイングなまちづくりの実践	認知症サポーター養成講座等認知症施策の実施	心のバリアフリーの継続的な推進 より一層の市民への浸透を目指した各種取組の充実化		

第6章 バリアフリー化事業の推進体制

1. バリアフリー化事業の推進体制

(1) 協議会について

本構想の策定にあたって、バリアフリー法第26条に基づき、有識者及び市民の意見等を広く反映させるため「日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。本構想策定後も協議会を活用し、事業等の進行管理を図るだけでなく、継続的に特定事業の分析や事後評価を実施することで、必要に応じた見直しを行い、バリアフリー化事業の推進に努めます。

(2) それぞれの役割

本市(行政)・市民・事業者・協議会が相互に連携・協働し、基本理念の実現に向け一体となってバリアフリーに関する事業の推進に取り組みます。

行政は、市民に対しホームページ等でバリアフリーに関する情報を提供するだけでなく、事業者や協議会と協働して、本構想や特定事業計画の見直し、バリアフリー化事業の推進に取り組みます。また、市民や事業者に対し、「心のバリアフリー」に関する事業を実施し、普及に努めます。

市民は、「心のバリアフリー」への理解を深め、パブリックコメントやアンケートを通して、バリアフリー化に関する事業について主体的に関わっていきます。

事業者は、特定事業に該当する事業は特定事業計画の作成を行い、事業に取り組みます。また市や協議会と連携しながら、市民の意向を把握し、適宜特定事業計画の見直しを行います。

協議会はバリアフリー化に関する事業の進行管理を行うだけでなく、適宜事業の分析や市民の意見を踏まえ、本構想及び特定事業の分析・評価を行います。

また、基本構想策定(PLAN)、特定事業を含むバリアフリー化に関する事業の実施(DO)、事業実施内容の分析や効果の評価・検討(CHECK)、必要に応じた基本構想及び特定事業計画の見直し(ACT)を実行する「PDCA サイクル」に基づき、基本構想の見直しを実施することで継続的なバリアフリー化の発展に努めます。

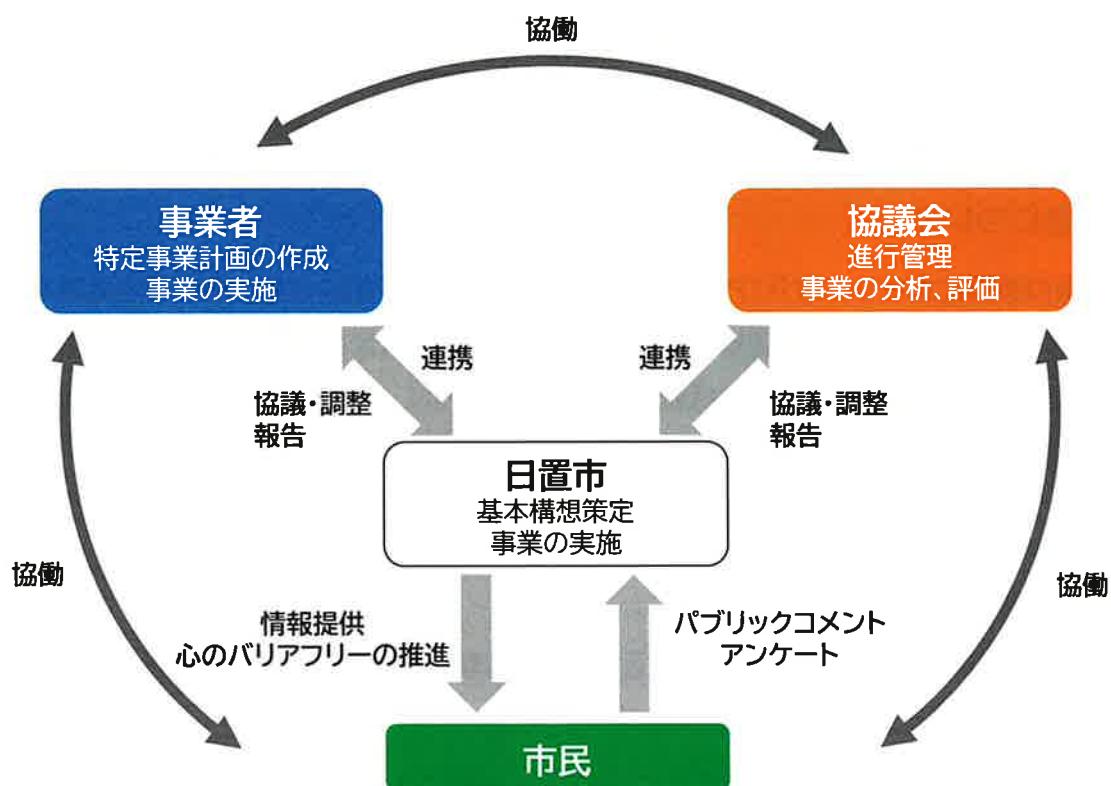


図 6-1 バリアフリー基本構想の推進体制

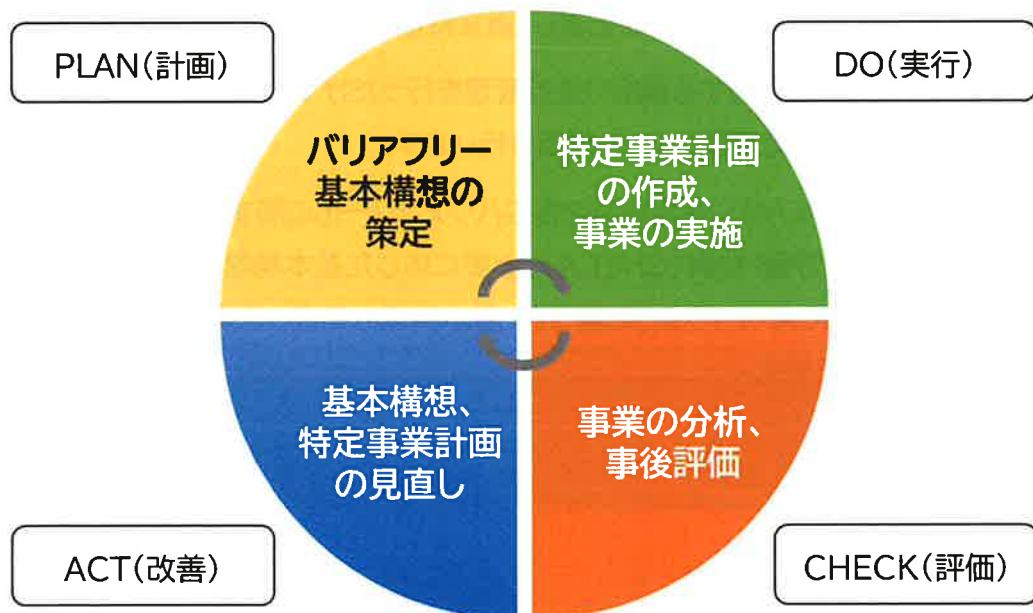


図 6-2 バリアフリー基本構想のPDCAサイクル

第7章 参考資料

1. 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会

(1) 設置要綱

日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

令和6年4月30日

告示第42号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第25条第1項に規定する基本構想（次条において「基本構想」という。）の策定に当たり、有識者及び市民の意見等を広く反映させるため、日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 基本構想の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体の代表
- (3) 障がい者団体の代表
- (4) 日置市商工会の代表
- (5) 公共交通事業者の代表
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) 市の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から第2条の規定による協議が調う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、東市来支所地域振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

	区分	関係機関	役職	氏名
1	学識経験者	鹿児島女子短期大学	名誉教授	古川 恵子
2	高齢者団体の代表	日置市高齢者クラブ連合会 東市来支部	事務局長	上養母 義文
3	障がい者団体の代表	日置市身体障害者協会東市来支部	支部長	國分 隆
4	日置市商工会の代表	日置市商工会東市来支所	支所長	神之田 雅弘
5	公共交通事業者	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	副支社長	宮崎 恵介
6		鹿児島交通株式会社	乗合営業部 課長	三倉 康
7		第一交通株式会社 串木野営業所	所長	田中 初己
8	その他関係行政機関	国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所	交通対策課長	由浅 直洋
9		国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	企画調整担当 首席運輸企画 専門官	谷口 誠一
10		鹿児島県総合政策部交通政策課	課長	鈴木 圭祐
11		鹿児島地域振興局建設部土木建築課	課長	栗野 克大
12		日置警察署	地域課長代理	堀添 真吾
13	市職員	地域づくり課	課長	濱崎 慎一郎
14		福祉課	課長	宮前 美紀
15		介護保険課	課長	入佐 好彦
16		学校教育課	課長	中鉢 吉彦
17		東市来支所産業建設課	課長	藤田 聖一
18	市長が必要と認める者	東市来地域自治会長連絡協議会	会長	住吉 仲一
19		湯田地区公民館	館長	国分 高明

2. 用語の解説

※はバリアフリー法で定義されているもの

	用語	解説
あ行	一般交通用施設※	道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設。
	オストメイト	直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害(内部障害のひとつ)を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人口膀胱の「排泄口(ストーマ)」を造設した人。 パウチを腹部に装着し、溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要がある。
	音響式信号機	目の不自由な方が安全に横断できるように、歩行者用信号が青のタイミングで横断歩道の両端から音響(「ピヨピヨ」「カッコー」など)を鳴動させ、誘導を行うもの。
か行	ガイドライン	国土交通省総合政策局安心生活政策課が作成する「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想策に関するガイドライン(令和3年3月)」のこと。
	基本構想※	旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもの。
さ行	視覚障がい者誘導用ブロック	点字ブロックのこと。 視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されている表面に突起をつけたブロック(プレート)を指す。誘導ブロック(線状ブロック)、警告ブロック(点状ブロック)、駅で利用される内方線付き点状ブロックの3種類。
	重点整備地区※	3以上の生活関連施設があり、その間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、バリアフリー化事業が特に必要な地区、バリアフリー化事業を重点的・一体的に行なうことが都市機能増進に有効かつ適切な地区。
	生活関連経路※	生活関連施設相互間の経路。
	生活関連施設※	特定事業の実施に関わらず高齢者や障害者が利用する施設、常に多数の人が利用する旅客施設や官公庁施設、病院等。
た行	超高齢社会	65歳以上の人団(老人人口)が総人口(年齢不詳を除く)に占める割合(高齢化率)が21パーセント超の社会のこと。 なお、65歳以上の人団の割合が7パーセント超で「高齢化社会」、14パーセント超で「高齢社会」という。

※はバリアフリー法で定義されているもの

	用語	解説
た行	特定事業*	基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するためのもの。 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業を指す。
	特定事業計画	基本構想で特定事業を定めた場合、特定事業の実施者は特定事業計画の作成と特定事業計画に基づく事業実施の義務が課せられる。
は行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。 物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方。
	バリアフリートイレ	高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称。 従来「多機能トイレ」や「多目的トイレ」と呼ばれていたもの。
	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。 平成18年(2006年)にハートビル法と交通バリアフリー法が一体となったもの。
や行	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成十八年法律第九十一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るために他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

二 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者

ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

ロ 軌道法による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

二 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）

ホ 航空旅客ターミナル施設

七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもののその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第二百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十二 所管行政庁 建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又

は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他的一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 前号イに掲げる要件

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。口において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者（第三十六条の二において「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいう。

イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置に関する基本的な事項

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

二 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

二 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地整理事業（土地整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）による土地整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する

基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

- 五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項
- 六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

- 七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの人々の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置

第八条～第九条の三 (略)

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

第九条の七～第二十四条 (略)

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

第二十四条の二～第二十四条の八 (略)

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に關し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重

- 点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。
 - 5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。
 - 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。
 - 8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
 - 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
 - 10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

1 1 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（基本構想の評価等）

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 基本構想を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行なう旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（基本構想の作成等の提案）

- 第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公共交通特定事業の実施）

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基

- 本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。
- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。
- （公共交通特定事業計画の認定）
- 第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるとときは、その認定をするものとする。
 - 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
 - 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- （公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）
- 第三十条 （略）
- （道路特定事業の実施）
- 第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画

- （以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
 - 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
 - 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
 - 7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。
- （市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）
- 第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかるわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共に、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市

町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者)」と読み替えるものとする。

- 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
- 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
- 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

第三十三条～第三十五条 (略)

(交通安全特定事業の実施)

- 第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の交通安全特定事業(第二条第三十一号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参照して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
 - 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(教育啓発特定事業の実施)

第三十六条の二 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画(以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

- 2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間

二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- 3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第三十二号イに掲げる事業について定めようとする場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)の意見を聴かなければならない。

- 4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第三十二号イに掲げる事業について定めた場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)に送付しなければならない。

- 5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

第三十八条～第四十条の二 (略)

第五章 移動等円滑化経路協定

第四十一条～第五十一条 (略)

第五章の二 移動等円滑化施設協定

第五十二条の二 (略)

第六章 雜則

第五十二条～第五十八条 (略)

第七章 罰則

第五十九条～第六十六条 (略)

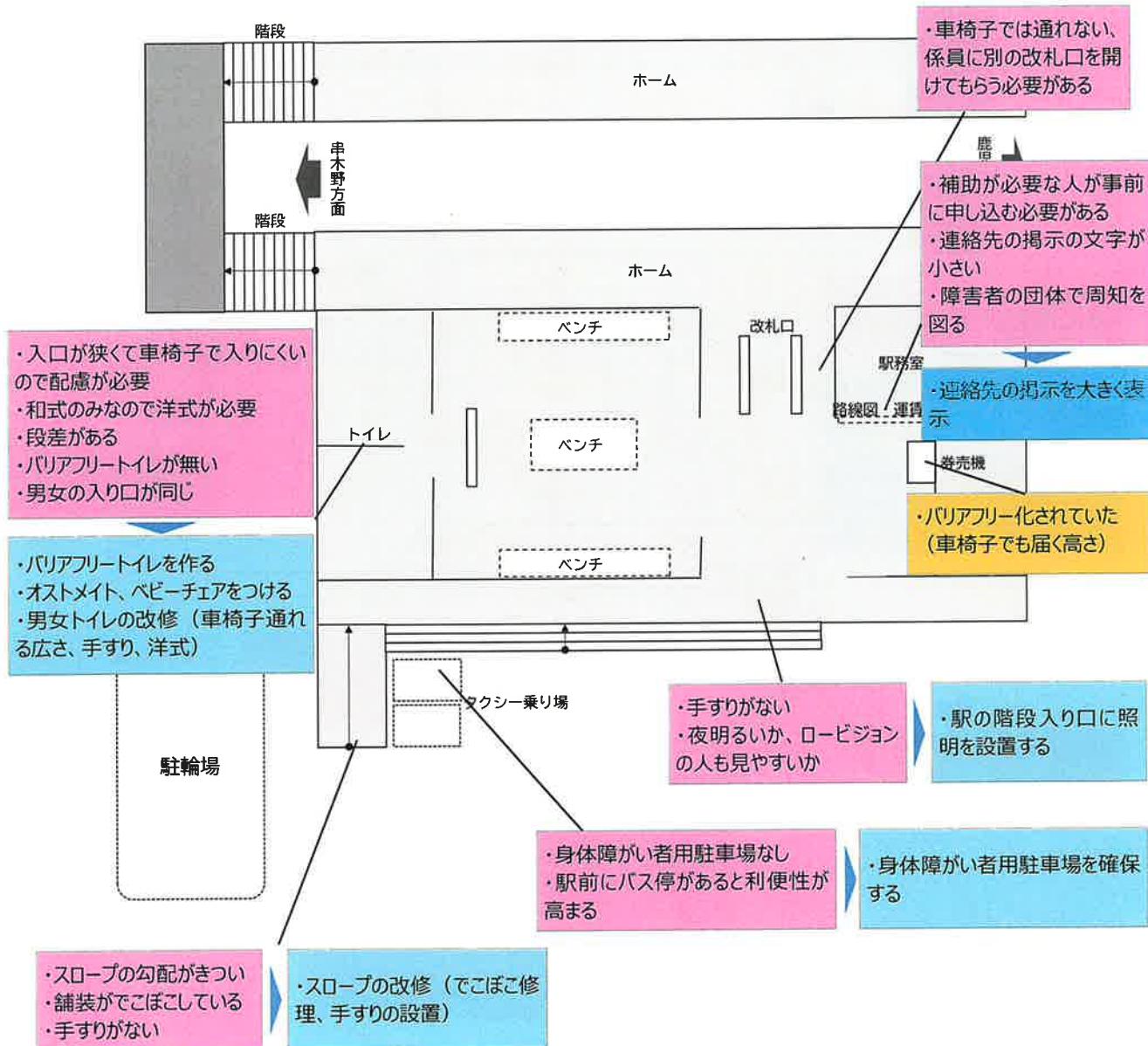
附 則 抄 (略)

4. まち歩き(現地点検)ワークショップの結果

(1)湯之元駅

グループ①

凡例	
■	:課題・改善すべき点
■	:望ましい整備、良かった点
■	:対策や整備に向けた意見

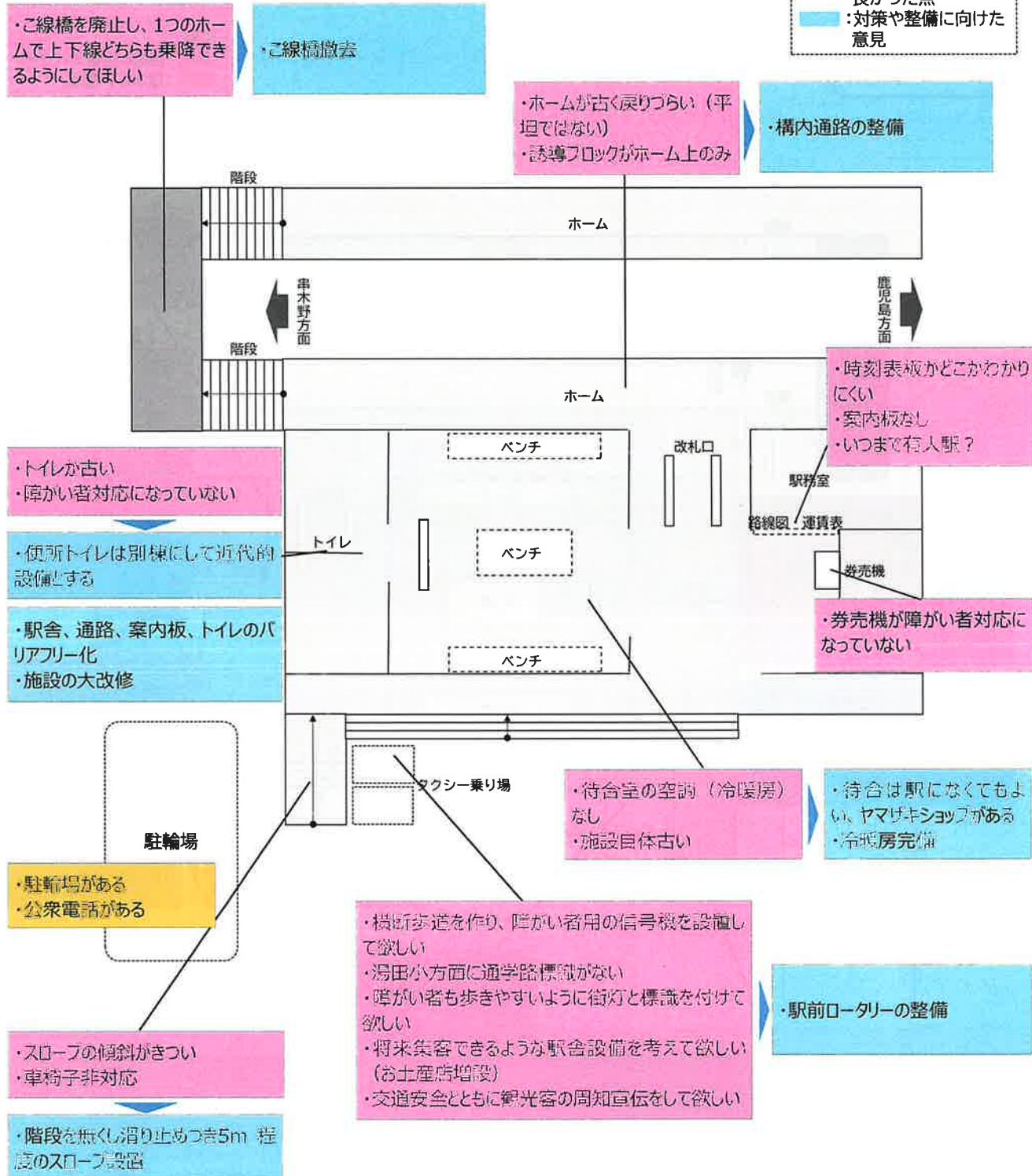


※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

図 7-1 湯之元駅に関する課題・意見/対策(グループ①)

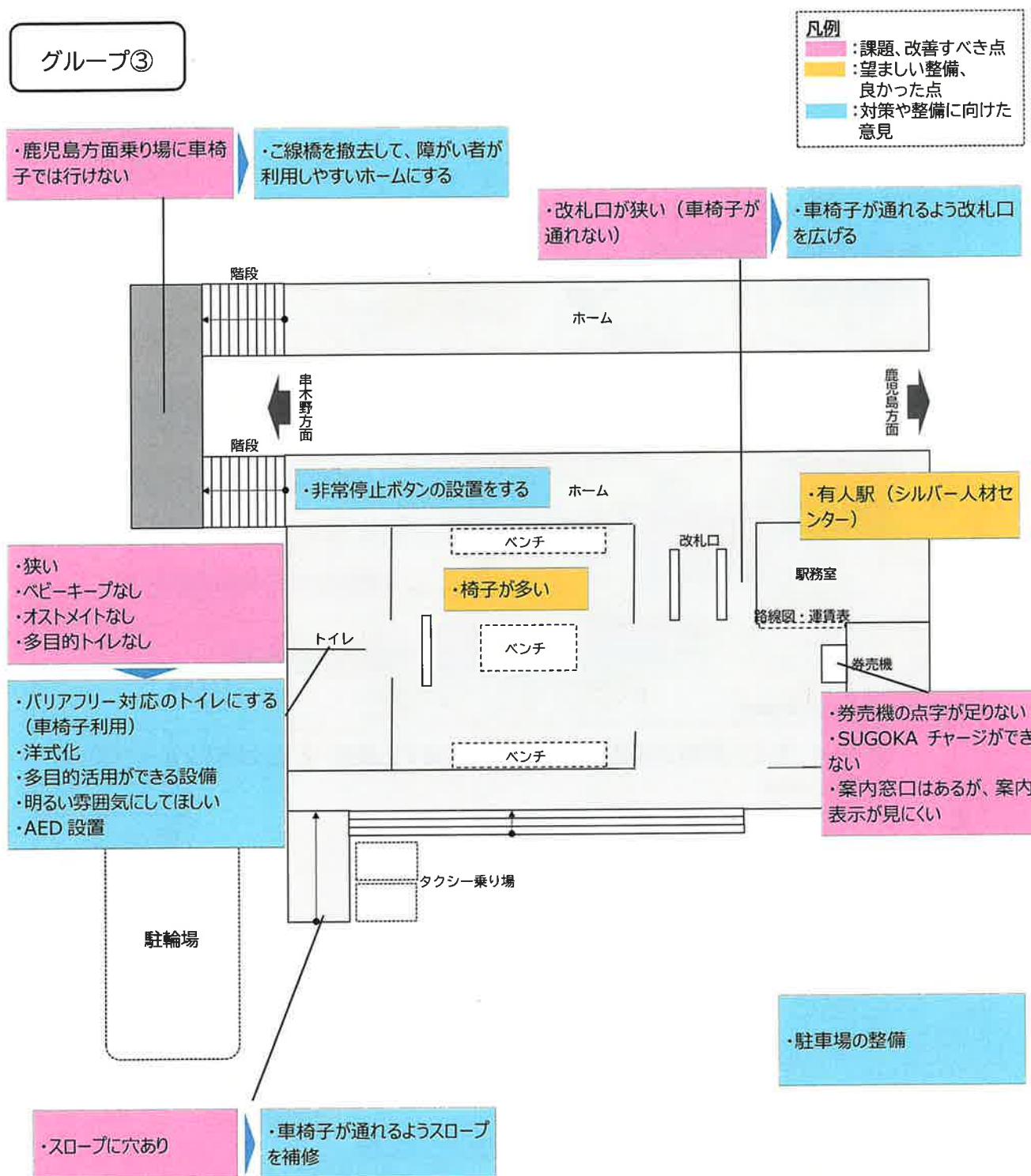
グループ②

凡例
■:課題、改善すべき点
■:望ましい整備、良かった点
■:対策や整備に向けた意見



※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

図 7-2 湯之元駅に関する課題・意見/対策(グループ②)



※原文のまま掲載しているため、誤字や脱字等が含まれている場合があります。

図 7-3 湯之元駅に関する課題・意見/対策(グループ③)

(2) 湯之元駅周辺道路及び周辺地区

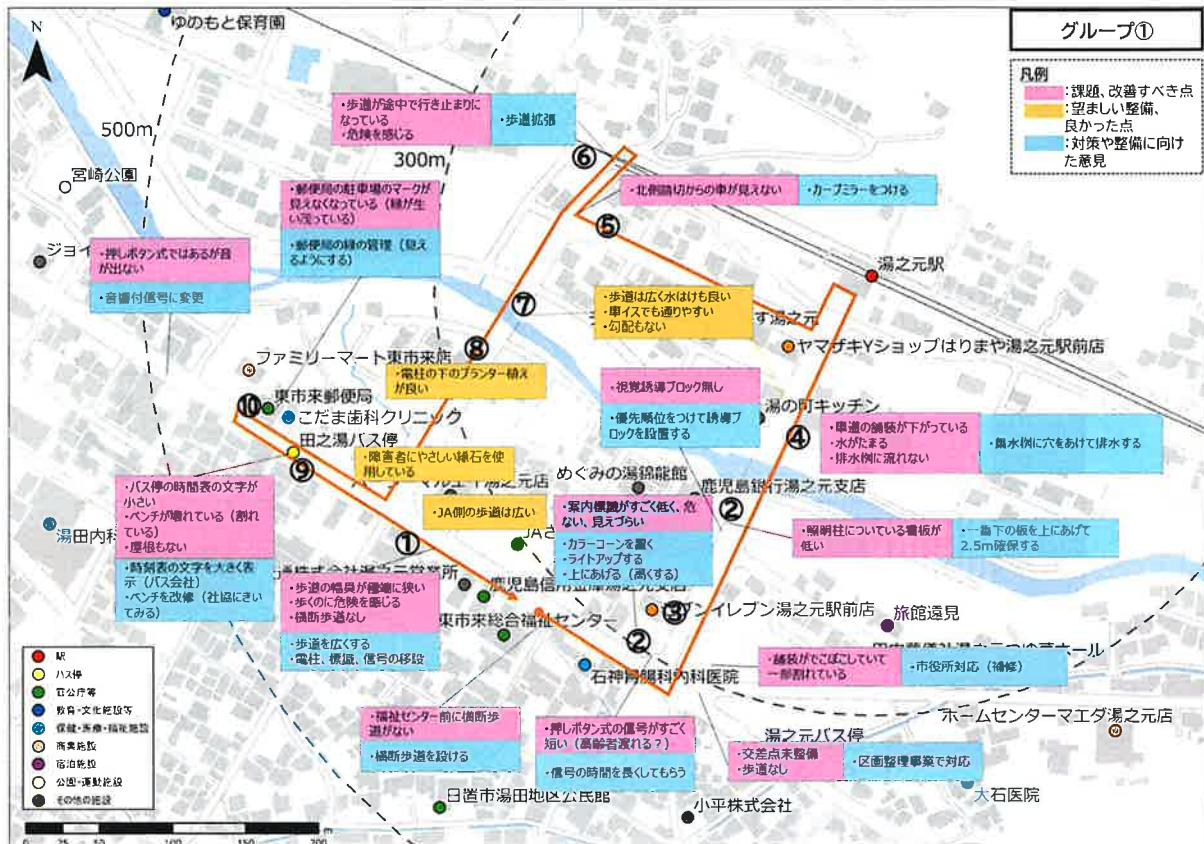


図 7-4 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策(グループ①)

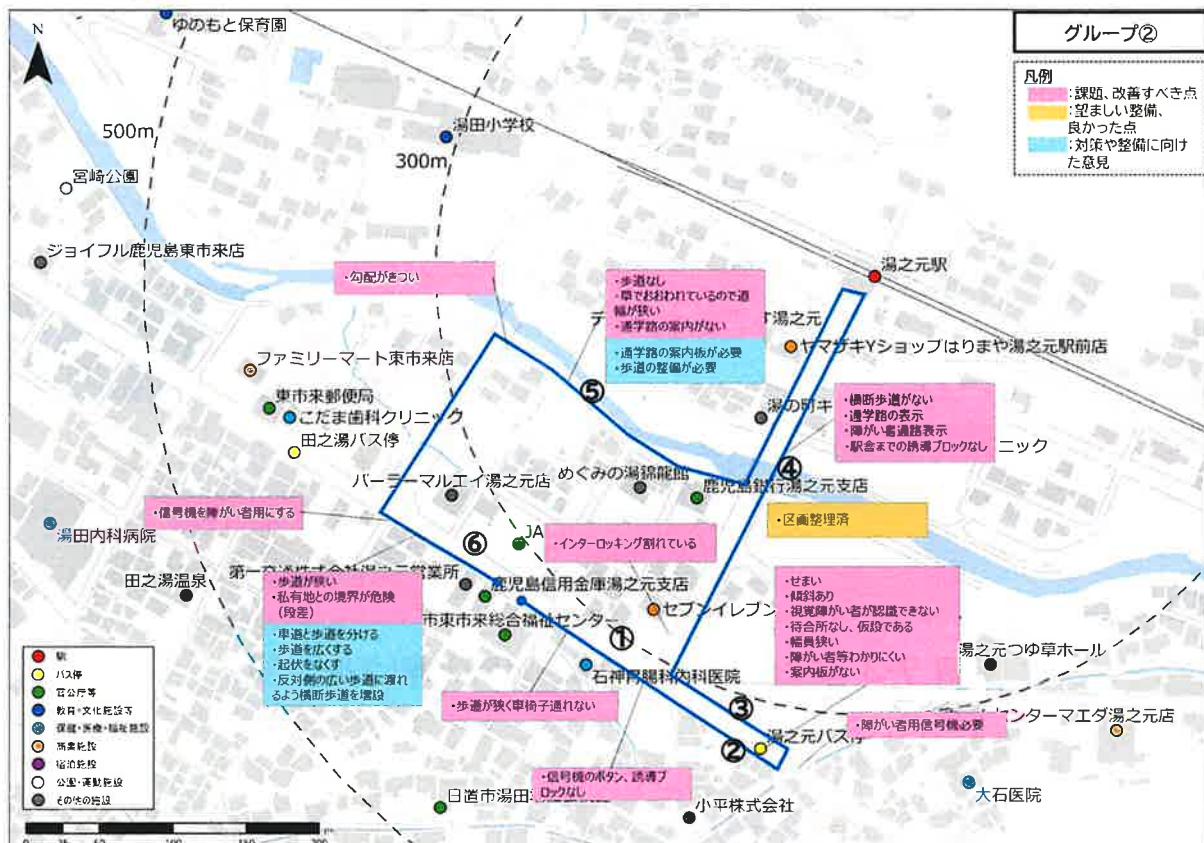


図 7-5 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策(グループ②)

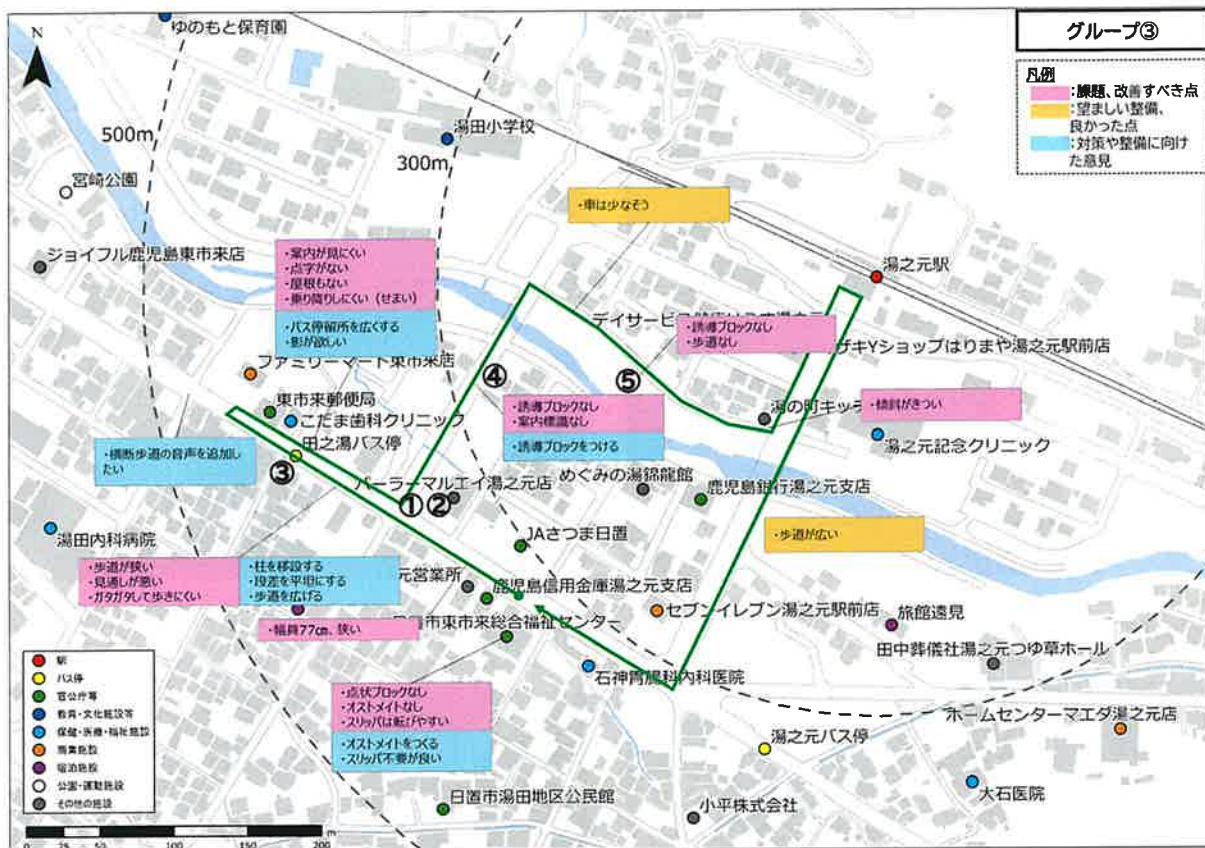


図 7-6 湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策(グループ③)

表 7-1 湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ①-1)

①歩道の幅員が極端に狭い/歩くのに危険を感じる



②案内標識がすごく低く、危ない、見えづらい/看板の位置が低い



③舗装がでこぼこしていて一部割れている



④車道の舗装が下がっている



表 7-2 湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ①-2)

⑤交差点で踏切からの車が見えない	⑥歩道が行き止まりになっている
	
⑦歩道が広く、車椅子でも通りやすい	⑧電柱の下のプランター植えが良い
	
⑨バス停の時刻表の文字が小さい	⑩郵便局の駐車場のマークが見えない
	

表 7-3 湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ②)

①歩道が狭くて車椅子通れない	②バス停の幅員が狭い
	
③バス停の待合所なし、仮設である	④横断歩道がない/誘導ブロックなし
	
⑤草で覆われているので道幅が狭い	⑥私有地と歩道の境界が危険(段差)
	

表 7-4 湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ③)

①歩道が狭い/見通しが悪い	②ガタガタして歩きにくい
	
③バス停の案内が見にくい/点字・屋根がない/乗り降りしにくい	
	
④誘導ブロック/案内標識なし	⑤誘導ブロック/歩道なし
	

